

141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
158				
3-③人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進				
159				
160				
161				
162				
3-④地域における包括的支援体制等の推進				
163	支援対象児童等見守り強化事業	20,749 の内数	こども家庭庁	
164	児童虐待防止対策体制総合強化プラン／新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン	非予算事業	こども家庭庁	
165	児童相談所の相談体制の構築	278	こども家庭庁	
166	未成年後見人支援事業	20,749 の内数	こども家庭庁	

167	食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業	150 の内数	環境省	
168	地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業	9 の内数	文部科学省	
169	学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業	124 の内数	文部科学省	
170	地域における子供・若者支援体制の整備推進	63	こども家庭庁	
171	ヤングケアラー支援体制強化事業	20,749 の内数	こども家庭庁	
172	ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業	11	こども家庭庁	
173	児童虐待防止対策推進事業委託費	205 の内数	こども家庭庁	
174	子育て世帯訪問支援事業	213,822 の内数	こども家庭庁	
175	児童虐待防止等のための広報啓発等事業	20,749 の内数	こども家庭庁	
176	包括的支援事業	87,612 の内数	厚生労働省	再掲
177	熱中症対策推進事業	405 の内数	環境省	
178	地域生活支援事業費等補助金（基幹相談支援センター機能強化事業）	50,205 の内数	厚生労働省	再掲
179	成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進	1,024 の内数	厚生労働省	
180	社会福祉士及び精神保健福祉士の養成	非予算事業	厚生労働省	再掲
181	民生委員・児童委員活動への支援	非予算事業	厚生労働省、こども家庭庁	
182	社会福祉協議会への支援	非予算事業	厚生労働省	
183	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	76,036 の内数	厚生労働省	再掲
184	自立相談支援事業	76,036 の内数	厚生労働省	再掲
185	アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業	76,036 の内数	厚生労働省	再掲
186	一時生活支援事業	76,036 の内数	厚生労働省	
187	住居確保給付金	76,036 の内数	厚生労働省	
188	就労準備支援事業	76,036 の内数	厚生労働省	
189	重層的支援体制整備事業	76,036 の内数	厚生労働省	再掲
190	ひきこもり支援推進事業	76,036 の内数	厚生労働省	再掲
191	官民協働等女性支援事業	2,431 の内数	厚生労働省	
192	困難な問題を抱える女性支援連携強化事業	2,431 の内数	厚生労働省	
193	民間団体支援強化・推進事業	2,431 の内数	厚生労働省	
194	地方公共団体における再犯防止の取組の推進	54	法務省	
195	少年鑑別所（法務少年支援センター）における地域援助	57	法務省	

196	更生保護に関する地域援助の推進	50	法務省	再掲
197	地域生活定着促進事業	41,193 の内数	厚生労働省	
198	医療観察対象者の社会復帰を促進するための地域処遇等の充実強化	303 の内数	法務省	再掲
199	地方消費者行政強化交付金	1,550 の内数	消費者庁	再掲
200	孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発事業等	18	消費者庁	
201	帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業	1,154	文部科学省	
202	外国人の子供の就学促進事業	95	文部科学省	
203	外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業	550 の内数	文部科学省	
204	身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施	1,024 の内数	厚生労働省	
205	高齢者等終身サポート事業者ガイドラインについて	非予算事業	内閣官房、内閣府、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	
3-⑤関連施策の推進				
206	良質なテレワークの導入・定着促進事業	126 の内数	厚生労働省	
207	高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金	17,996 の内数	こども家庭庁	
208	求職者支援制度	26,083 の内数	厚生労働省	
209	公共職業訓練	103,514 の内数	厚生労働省	
210	補装具費支給制度	1,653,143 の内数	厚生労働省	
211	補聴器販売者の技能向上研修等事業	36	厚生労働省	
212	難聴者のための補聴器等の利用による社会参加の推進	非予算事業	消費者庁、厚生労働省	
213	障害者自立支援給付費負担金（障害者の日中活動支援や家族等のレスパイト機能の充実）	1,653,143 の内数	厚生労働省	
214	障害者自立支援給付費負担金（単身等の障害者の居宅訪問や見守り等の支援の充実）	1,653,143 の内数	厚生労働省	
215	摂食障害治療支援センター設置運営事業	23	厚生労働省	
216	離婚及びこれに関連する制度の検討	7	法務省	
217	アクセシブルなICT機器等の総合的な開発普及推進事業	147 の内数	総務省	

※安心こども基金を活用

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

児童虐待防止に向けて子育て世帯が孤立しないよう支援するため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となり、訪問による食事提供等を伴う支援を行うこども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等の状況を把握しながら見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進するとともに、こども自身が申請できる仕組みや、都道府県を介した中間支援法人としての実施形態を導入し、より多くの支援を必要とするこどもを把握し支援につなげる体制強化を図る。

事業の概要

- ① 市町村からこども宅食を行う民間団体等への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援などを実施
- ② ①に加え、おむつ等の消耗品の提供等により巡回活動の強化する場合に経費を加算〔巡回活動費強化加算〕
- ③ **都道府県**から中間支援法人への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援、周知啓発などを実施できる（※①の対象者とは重複しないこと）

こどもの居宅等を訪問して以下の支援を実施



※ 居場所型は令和7年度から廃止（「地域こどもの生活支援事業」に一般化して補助実施）

※ 中間支援法人が、民間団体等に対して運営に関するノウハウの提供や助言等を行うことで、事業展開を加速化（中間支援法人自身による事業実施も可）

※ ②及び③は、令和5年度補正事業「アウトリーチ支援・宅食事業」

実施主体等

【実施主体】①及び②：市町村（特別区含む）、③：都道府県

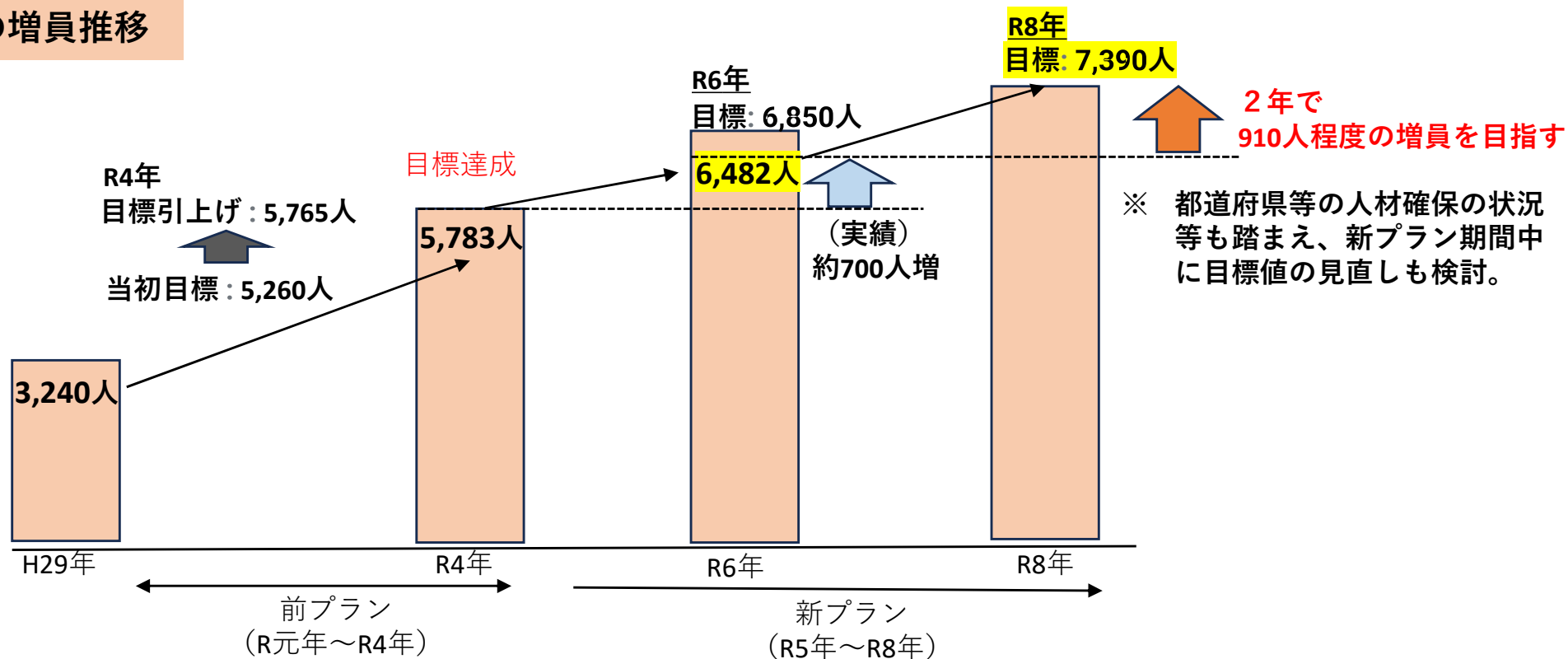
【補助率】①及び②：国2／3（市町村1／3）、③：国2／3（都道府県1／3）

【補助基準額】①：1か所当たり 8,259千円、②：1か所当たり 5,273千円、③：1都道府県当たり 60,000千円（＋周知啓発加算28千円）

児童福祉司の増員について

- 児童福祉司については、児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保する観点から、児童虐待相談対応件数の増加等に応じて、全国的な数値目標を掲げたうえで、計画的な増員を図っているところ。
- これまでに、平成30年12月に策定した児童虐待防止対策体制強化プランに基づき、平成29年度からR4年度までで、約2,530人の増員目標に対し、2,540人超の増員（H29:3,240人→R4：5,783人）となり、本プランの目標を達成。
- その後、令和4年12月に策定した「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）（令和5年度から8年度）において、令和6年度末までに1,060人程度増員し、6,850人とすることを目標としたが、令和6年度は6,482人となる見込みであり、目標に達していない状況（実績は2年間で700人程度の増）。
- 今般、令和7年度及び令和8年度の目標を定めることとするが、依然として児童虐待対応件数が高い状況にあること（R4年度:214,843件）や、現在の増員状況も踏まえ、**令和8年度までに910人程度を増員し、7,390人とすることを目標とする**。ただし、令和7年6月より施行される一時保護開始時の司法審査の導入の状況等も踏まえ、必要に応じて新プラン期間中に目標値の見直しも引き続き検討。

児童福祉司の増員推移



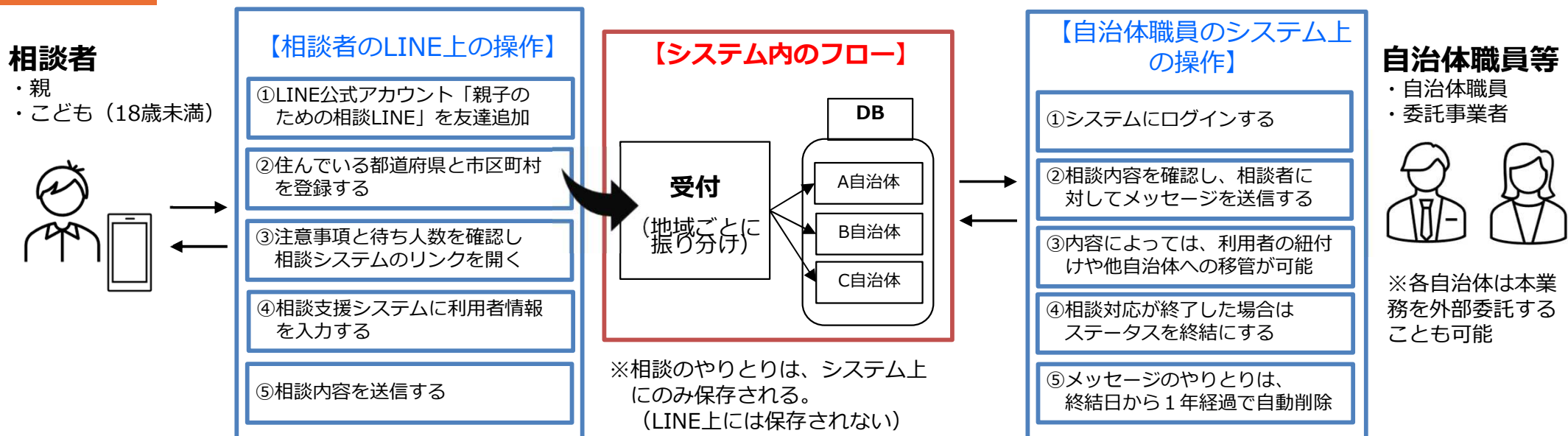
令和7年度予算案 2.8億円（3.0億円）

※令和6年度補正予算額 0.5億円

事業の目的

- 児童虐待防止の観点から、こどもや家庭がより相談しやすくなるよう、SNSによるアカウントを開設し、相談内容を各自治体（又は各児童相談所）に自動的に転送した上、相談に対応する仕組みを構築する。（令和5年2月より順次、運用を開始）

事業の概要



（※）自治体は、原則としてLGWAN及び閉域網を経由して接続。委託先事業者は、専用端末から閉域網等を経由して接続。

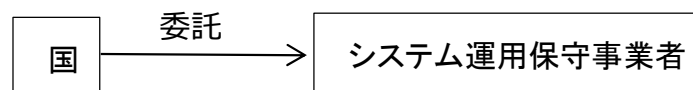
<要求内容>

児童相談所におけるSNSを活用した全国一元的な相談支援体制の構築に係るシステムの運用・保守に係る経費（システム保守、クラウド・回線利用等）

※改修については補正予算にて対応

実施主体等

【実施主体】 民間事業者 【補助率】 国：10/10 【資金の流れ】



<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

児童相談所長は、親権を行う者がいない児童等について、その福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任の請求をしなければならないこととされている（児童福祉法第33条の8第1項）。このため、未成年後見人が必要とする報酬等の一部を支援することで、未成年後見人の確保を図るとともに、児童等の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とするもの。

事業の概要

（1）未成年後見人の報酬補助事業

児童相談所長等による請求により家庭裁判所に選任され、報酬が認められた未成年後見人に対し報酬額の補助

（2）未成年後見人等が加入する損害賠償保険料補助事業

児童相談所長等による請求により家庭裁判所に選任された未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償保険料の補助

実施主体等

【事業の対象となる未成年後見人】

（1）・（2）共通

児童相談所長等による申立てにより家庭裁判所に選任された未成年後見人又は家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人であって、

ア 被後見人の預貯金等及び不動産評価額が1,700万円以下であること

イ 被後見人の親族以外の者であること※1※2

のいずれも満たしていること。

※1 児童相談所長以外の者による申立てまたは家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人については、児童相談所長が認めた場合に限る。

※2 被後見人が入所している児童福祉施設を運営する法人やその職員、被後見人の委託を受けている里親を除く。（施設退所後等の自立に備えて選任請求された場合は対象）

【対象期間】 原則被後見人が成年に到達する日の前日まで

【補助基準額】

（1）未成年後見人の報酬事業

1人あたり 年額 240,000円（月額上限額 20,000円×12月）

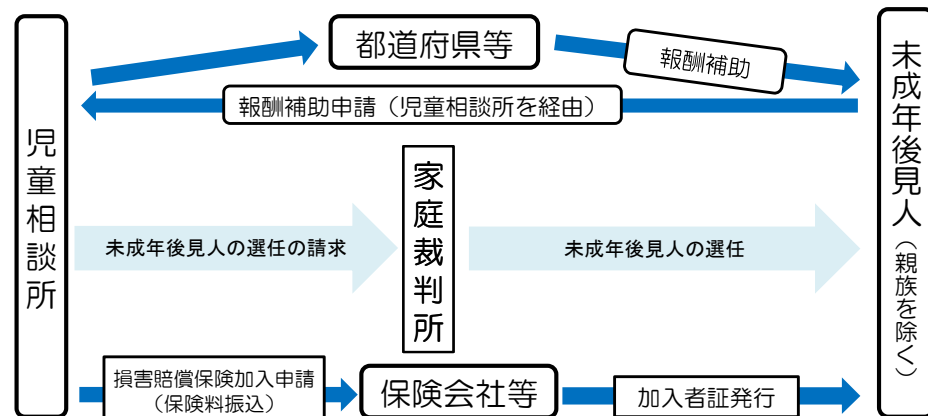
（2）未成年後見人・被後見人が加入する損害賠償保険料補助事業

① 未成年後見人の賠償責任保険 1人あたり 年額 5,210円

② 被後見人の傷害保険 1人あたり 年額 7,680円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2



食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費



【令和7年度予算(案) 150百万円(152百万円)】
【令和6年度補正予算額 150百万円】

食品廃棄物等の発生抑制と食品循環資源の再生利用等の地域実装を支援します。

1. 事業目的

- ① 現行の食品ロス削減目標(2030年までに2000年比半減)の着実な達成を目指し、自治体における対策や計画策定等の支援等を通して、地域力を活かした対策を強化する。
- ② 自治体や食品関連事業者等の関係主体と連携し、mottECO、食べ残し削減導入等の地域実装・効果検証と横展開を通して、消費者等の行動変容を促進する。
- ③ 登録再生利用事業者等への指導等を通して、特に小売・外食の再生利用等実施率の向上等を図る。

2. 事業内容

1. 地域力を活かした食品ロス削減等の対策強化

- 自治体による食品ロス削減推進計画策定と実効性向上の支援
- 自治体における食品ロス削減の取組状況の開示の充実等
- 自治体向け食品ロス削減等推進セミナーの開催
- 家庭系食品ロスの発生要因に応じた対策の調査・検討

2. 消費者等の行動変容の促進

- 食品ロス対策の地域実装の支援と効果検証のためのモデル事業実施(mottECO導入、食べ残し削減等)
- 食品ロスポータルサイトの拡充

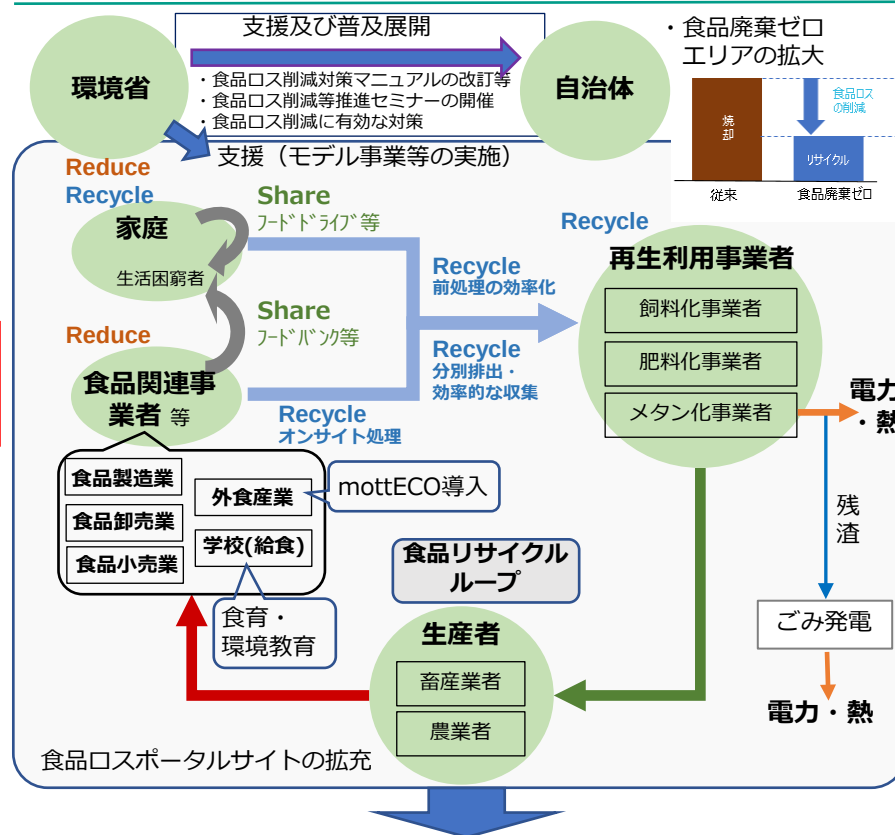
3. 食品リサイクル法に基づく安全・安心な3Rの推進

- 効率的な食品リサイクル等に関する調査・検討
- 食品関連事業者、登録再生利用事業者等への指導

3. 事業スキーム

- | | |
|-------|----------|
| ■事業形態 | 請負事業 |
| ■請負先 | 民間事業者・団体 |
| ■実施期間 | 平成19年度～ |

4. 事業イメージ



食品ロス半減目標の達成と再生利用等実施率の向上

地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業

令和7年度予算額（案） 9百万円
（前年度予算額 9百万円）

【補助率】	
国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3



※市町村が単独実施の場合、市町村が2/3負担で実施が可能（国は1/3補助）

事業の方向性

現 状

・20～39歳のうち最終学歴が中卒の者は約89万人（令和2年国勢調査より）。令和5年度の高等学校中退者は約4万6千人で前年度より増加（文部科学省調査より）。
・高卒認定試験出願の動機は、大学進学等が約63.8%、就職が約17.6%となっている（複数回答、令和5年度出願者アンケートより）。高校卒業資格を得ることで進学や就職、資格試験の受験資格取得等の機会増加が期待される。

課 題

・自治体に対する意向調査では、高校中退者等への学習支援等を実施している自治体は約5%にとどまった。現状、学習支援等を実施できていない理由としては以下のような課題が挙げられた。（文部科学省調べ）
①事業実施のためのノウハウがない（37%）
②予算や人員の確保が困難（33%）
→上記の課題に対して、国からの取組の支援や、事業実施のノウハウを横展開することは重要。

これまでの取組（平成29年～）・今後の方向性

・これまで、37の自治体等が事業を実施（※一部、継続団体の重複あり）
・受講者の進学・就労実績のモデル構築・展開
・地域資源活用やステークホルダーとの連携について、広報誌や全国協議会を通じ自治体、厚労省、法務省と連携し情報提供
・補助要綱改正で基礎自治体への直接補助を実現（令和3年度より）
・250以上の自治体は、国の支援があれば高校中退者等への学習支援等の取組実施を検討したいと回答しており（文部科学省調べ）、国の後押しによる取組拡充の余地は大きい。

事業概要

高校中退者等を対象に、地域資源（高校、サポステ、ハローワーク等）を活用しながら社会的自立を目指し、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する地方公共団体の取組を支援する。

【実施主体】 都道府県・市町村

件数・単価（国庫補助額）：9箇所×約100万円（予定）

①支援体制の構築

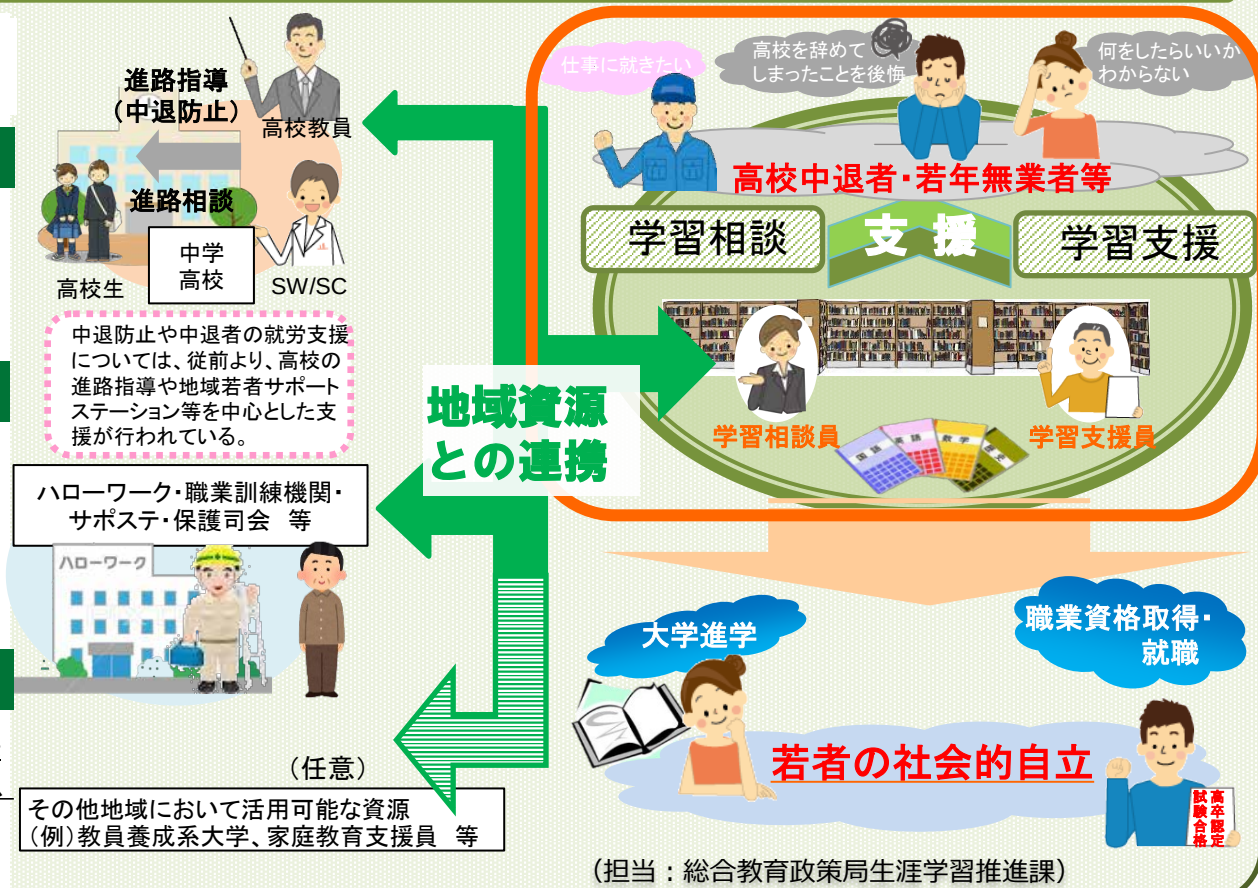
● 地域住民・企業・民間団体、労働局、保護観察所等との連携体制構築など、各地域の抱える課題や資源などに応じた支援体制の基盤構築を支援するとともに、優良事例の横展開を目指し、全国的な取組の推進・強化を図る。

②学習相談等の提供

● 教育委員会OBや退職教員、福祉部局職員、保護司等による①学びに応じた教科書や副教材の紹介、②高卒認定試験の紹介、③教育機関や修学のための経済的支援の紹介、④就労に関する相談や職業訓練に関する紹介など関係機関と連携し学習・就労に関する相談・助言をアウトリーチの手法を含めて行う。

③学習支援等の実施

● 図書館、公民館等の地域の学習施設等を活用し、学習の場を提供するとともに、ICTの活用も含めた学習支援を退職教員、ボランティア、NPO等の協力を得て、実施する。
また、就労希望者にはES添削や面接練習等を併せて実施する。



（担当：総合教育政策局生涯学習推進課）

学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業

令和7年度予算額（案） 124百万円
（前年度予算額） 136百万円

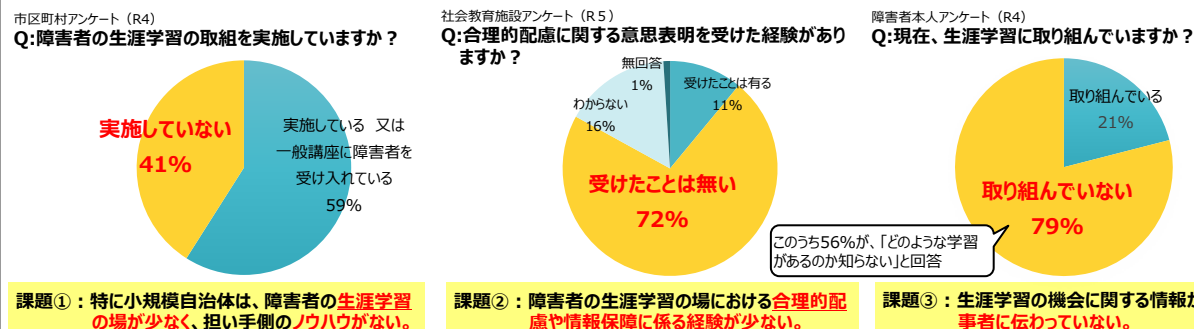


文部科学省

趣旨・背景

障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の成立等により、**学校卒業後の障害者に対する生涯学習の機会の確保**が求められている。また近年、社会からの要請として、差別解消法や読書バリアフリー法等の施行により**合理的配慮や情報保障への対応が急務**となる中で、実態把握・モデル開発・普及啓発等の取組を進め、「**障害の有無に関わらず共に学び、生きる共生社会**」の実現を目指す。

障害者の生涯学習の推進に関する現状と課題



「障害者基本計画（第5次）」（令和5年3月14日閣議決定）

地域における**学校卒業後の学習機会の充実**のため、教育・療育機関は、関係機関と連携して**生涯学習を支援する機関としての役割を果たす。**

「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）

誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を実現するため、**障害者の生涯学習の充実に向けて、社会教育施設や民間団体における取組、大学等における公開講座といった学びの場・機会の提供等の取組の推進を図る。**

「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）

6. 幸せを実感できる包摂社会の実現

（1）共生・共助・女性活躍社会づくり

（共生）

第5次障害者基本計画に基づく障害者の就労や地域生活の支援及び**生涯学習の推進**、…（中略）…の**促進を図る。**

（2）安全・安心で心豊かな国民生活の実現

（文化芸術・スポーツ）

…（中略）…書籍を含む文字・活字文化の振興（書店と図書館等との連携促進及び**読書バリアフリーの推進**を含む）や書店の活性化を図る。

事業内容

障害者の日常生活の近くにある市区町村等における取組を中心に、福祉関係者等との連携などにより、合理的配慮等を考慮した学びの機会の充実を図る。

障害者の学びの場における情報保障についての実態調査 【9百万円（R6補正）】

近年、**読書バリアフリー法（R1）**や情報コミュニケーション法（R4）の施行など**情報保障への関心が高まる**中で、障害者等が学びの機会から除外されることのないよう実態把握が必要。

◆**読書バリアフリー法基本計画の着実な実施のため、全国的な実態調査により、各取組の進捗状況を把握する。**

生涯を通じた共生社会の実現に関する調査研究

【3百万円（3百万円）】

施策の着実な推進のため、障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因について、**障害当事者**はもとより、実施主体として期待される**自治体**や社会教育施設、高等教育機関等に対する**定期的な調査が必要。**



（コンソーシアム会議の様子）

例1
車いす利用者だけダンスを学びたい！
→上半身だけで表現できるダンス
にアレンジして提供

例2
弱視のため一般的な文字サイズの資料が読めない
→文字を拡大した資料を作成・提供

（合理的配慮の具体例）

地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究

【97百万円（108百万円）】

都道府県レベルのネットワーク構築や、地域レベルの学習機会の拡充、民間団体や大学等によるモデル開発など新たな学びの場の創出等を推進し、**合理的配慮の観点**を踏まえながら、**継続的な障害者の生涯学習の機会を確保し、その成果を発信。**



（障害者参加型フォーラム）

普及・啓発活動の強化

【24百万円（24百万円）】

障害者の生涯学習の充実には関係者を増やすことが重要。生涯学習の担い手の育成や学習環境の質的・量的な充実を図るため、関係者が集う**コンファレンス**や、**障害者参加型のフォーラム**等の普及啓発活動を積極的に実施。



（事例集の発行）

アウトプット（活動目標）

- ①実践研究事業による都道府県（指定都市）等の**主体的な連携体制の構築**
- ②**多様な生涯学習プログラムのモデル開発・実施**
- ③普及・啓発事業の実施による成果の共有

中期アウトカム

- ①自治体の障害者計画に位置付けられるなど、**障害者の生涯学習への関心が高まる**。障害への理解が深まる。
- ②障害者のニーズに対応した**多様な生涯学習プログラムが増加**。
- ③障害者の生涯学習の担い手人材が増加。

長期アウトカム

学校卒業後の障害者の身近に生涯学習の機会（学習・スポーツ・文化等の活動機会）が充実し、障害の有無に関わらず、共に学び生きる、共生社会が実現する。
令和9年度に「障害者本人等が身近に生涯学習の機会がある」と回答する割合を50%へ増加（平成30年度は34.3%）

（担当：総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）

令和7年度予算案 75百万円（令和6年度当初予算額：82百万円）

事業の目的

困難を抱えるこども・若者に対する分野横断的な支援体制である「子ども・若者支援地域協議会」（以下「協議会」という）及びこども・若者の相談にワンストップで応じる拠点である「子ども・若者総合相談センター」（以下「センター」という）の設置促進や機能の向上を図る（※協議会・センターともに子若法により地方公共団体に設置の努力義務有り）とともに、アウトリーチ（訪問支援）等の支援に従事する者の養成等を図る。

事業の概要

【事業概要】

- ・ 協議会・センターの設置促進等に向けた地方公共団体への支援の実施 ①
- ・ 既設の協議会・センターの代表者会合、未設置地域等での啓発会合の開催 ②
- ・ アウトリーチ（訪問支援）等に従事する者の資質向上等を目的とした研修の実施 ③

【具体的内容】

〔①関係〕

・ 協議会・センターに係る支援を希望する地方公共団体を公募・選定し、アドバイザーから助言を受ける機会の提供や、都道府県が基礎自治体を対象に開催する講習会の開催等への支援を実施。

〔②関係〕

・ 協議会・センターの運営の中心を担う者の参集を求め、意見交換・グループワーク等を通じて全国レベルでの課題の共有や相互連携の深化を図る代表者会合（全国サミット）を開催。また、協議会・センターの未設置地域において、設置に関する相談や助言、先進地域の事例紹介等を行う啓発会合（地方キャラバン）を開催。

〔③関係〕

・ i) アウトリーチ（訪問支援）を実践する現場の支援員を対象とした研修、ii) 各地域でこども・若者の育成に関わる活動等を展開する機関・団体の若手職員等を対象した研修をそれぞれ実施。

実施主体等

実施主体：国

事業の目的

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

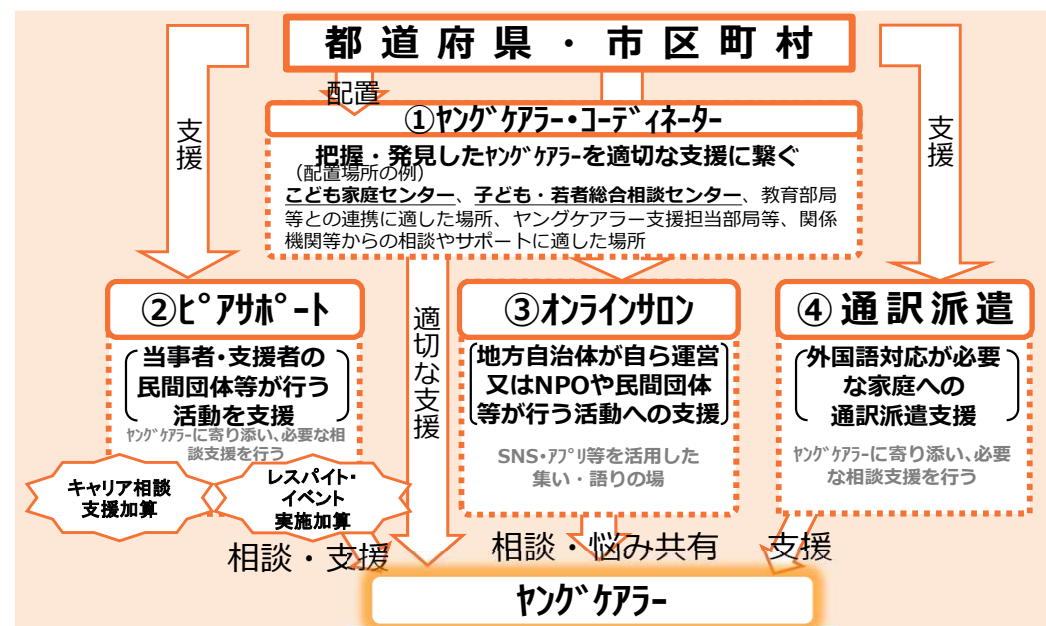
- 地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、地方自治体に必要な経費の補助を行う。

事業の概要

- ①ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぐために、関係機関や民間支援団体と連携して相談支援を行い、多機関と協力して支援の枠組みを構築する専門職として、ヤングケアラー・コーディネーターを配置
⇒都道府県が、18歳以上のヤングケアラーへの個別相談対応を含む業務を行うヤングケアラー・コーディネーターを配置（事業委託を含む）する場合、必要な経費の補助を行う。※令和6年度補正予算計上
- ②ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援
⇒進路やキャリア相談支援体制の構築、およびレスパイトや自己発見に寄与する当事者向けイベントの開催において、加算を行う。
- ③ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援等
- ④外国語対応が必要な家庭に対し、病院や行政手続における通訳派遣等

実施主体等

実施主体	都道府県、市区町村		
実施主体	1 都道府県、指定都市あたり	1 中核市・特別区あたり	1 市町村あたり
実施事業			
① ヤングケアラー・コーディネーターの配置	17,786千円	11,408千円	6,429千円
18歳以上のヤングケアラーへの個別相談対応を含む業務を行うヤングケアラー・コーディネーターの配置 ※令和6年度補正予算計上	7,896千円 (都道府県に限る)	—	—
② ピアサポート等相談支援体制の推進	7,708千円	5,229千円	2,690千円
キャリア相談支援加算	6,078千円	4,052千円	2,026千円
イベント実施（レスパイト、自己発見等）加算	3,181千円	2,739千円	2,274千円
③ オンラインサロンの設置・運営、支援	4,146千円	2,817千円	1,827千円
④ 外国語対応通訳派遣支援	7,920千円	5,280千円	2,640千円
補助率	国：2/3実施主体：1/3		



ヤングケアラー支援体制強化事業 (ヤングケアラー実態調査・研修推進事業)

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 子ども・若者育成支援推進法の改正により、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記された。（令和6年6月5日成立、令和6年6月12日施行）
- また、施行通知※1では、**特に市区町村においては、支援を必要とするヤングケアラーを早期に把握し、個別具体的な支援につなげるために、記名式など個人が把握できる方法による実態調査を定期的（少なくとも年に1回程度）に行うことが重要としている。**
- さらに、ヤングケアラーの把握と支援導入には、福祉・介護・医療・教育機関等の関係機関の職員によるアウトリーチとヤングケアラーへの理解促進が重要であり、ヤングケアラーに気付く体制を構築するため、職員研修の積極的な実施が求められるところ。
- こうした取り組みを促進するため、実態調査や関係機関の職員（要対協、子若協の構成機関を含む）がヤングケアラーについて学ぶための研修等の実施に必要な経費の補助を行う。
※1 こども家庭庁HP参照（<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>）

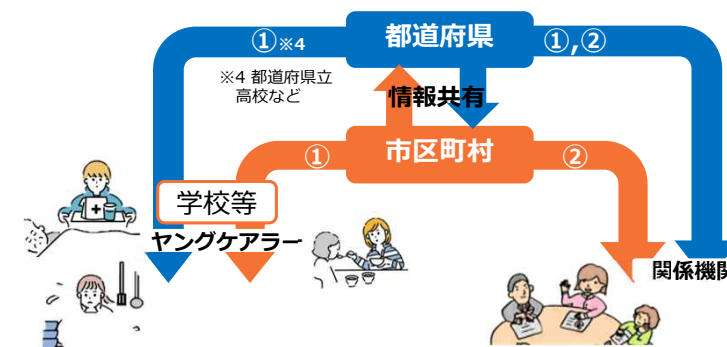
事業の概要

- ①**実態調査・把握**
市区町村は、ヤングケアラーを把握し具体的な支援につなげるため、学校等の関係機関を通じて、主に任意の記名式等個人が把握できる方法により調査を実施
都道府県は、市区町村と連携し、高校生世代を対象とした実態調査を行う他、主に18歳以上のヤングケアラーを把握することを目的として、介護・障害などのサービス事業者や支援者団体を対象として実態調査を実施
- ②**関係機関職員研修**
ヤングケアラー支援に関する理解を深めるため、子ども本人や保護者、関係機関※2、専門職員、支援者団体等を対象に、各地方自治体や教育委員会と連携して、ヤングケアラーの概念や早期把握の着眼点、把握後の対応方法についての研修を実施
※2 児童相談所、児童福祉施設、社会福祉協議会、福祉事務所、生活困窮者自立相談支援機関、精神保健福祉センター、医療機関、訪問看護・介護事業者、医療ソーシャルワーカー、学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、地域包括ケアセンター、介護保険事業者、障害福祉サービス事業所、市町村保健センター、保健所、民生・児童委員、司法関係機関、日本語学習支援機関、民間団体等
- ③**実態調査スタートアップ加算 ※令和6年度補正予算計上**
実態調査を定期的（少なくとも年に1回程度）に実施するには、自治体の負担軽減（調査コスト等）が不可欠であることから、実態調査の効率化に資する、自治体専用のWebフォーム作成や、調査結果に基づいて必要な支援がスムーズに行える仕組みの構築（例えば、特定の項目に該当するこどもの情報を学校とこども家庭センターで共有し、必要なサポートを提供するためのスキームの設計・開発等）を実施。

実施主体等

※3 下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

実施主体※3		都道府県、市区町村		
実施事業	実施主体	1 都道府県、指定都市あたり	1 中核市・特別区あたり	1 市町村あたり
①実態調査・把握		6,100千円	3,153千円	1,709千円
②関係機関職員研修		4,174千円	2,484千円	1,812千円
③実態調査スタートアップ加算 ※令和6年度補正予算計上		2,123千円	1,930千円	1,737千円
補助率		国：2/3、実施主体：1/3		



<ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業費補助金>令和7年度予算案 11百万円（11百万円）

事業の目的

表面化しにくいヤングケアラーの孤独・孤立を防ぎ、継続した相談・支援体制を構築するため、民間団体等で全国規模のイベントやシンポジウム等を開催し、地域ごとの当事者、支援者同士の相互交流を促すことにより、ヤングケアラーの相互ネットワークの形成を図る。

事業の概要

- ① 地方自治体に対するヤングケアラー支援に関する啓発
 - ② 地方自治体、ヤングケアラー、支援者・当事者団体との相互交流・発展
 - ③ ヤングケアラーに対する相談支援の推進、地方自治体による相談機能の強化 等
- ※ 民間事業者等の提案により具体的な内容を決定。

地域ごとの当事者、支援者が相互に交流し、悩みや課題を共有できる機会を設けることで、全国的な相互ネットワークを形成し、ヤングケアラーの孤独・孤立の防止することにつながる。

実施主体等

実施主体：法人（公募により選定）
補助率：国（定額 10 / 10 相当）

<児童虐待防止対策推進事業委託費> 令和7年度予算案：2.1億円（2.1億円）

事業の目的

- 全国の児童相談所の児童虐待相談対応件数は年々増加しており、過去最多となっている。また、こどもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき喫緊の課題である。こうしたことを踏まえ、**児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）**において、**体罰が許されないものであることが法定化され、令和2年4月から施行**されているところである。本事業では、年間を通じて、また**毎年11月に実施される「秋のこどもまんなか月間 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」**においては特に集中的に、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちばやく）」、「親子のための相談LINE」、「体罰等によらない子育て」等をはじめとした児童虐待防止に関して様々な広報展開を行うことにより、児童虐待問題や体罰等によらない子育て等に対する社会的関心を高め、もってその推進に寄与することを目的とする。
- 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども「ヤングケアラー」は、その責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあるが、家庭内のデリケートな問題に関わること、本人や家族に支援が必要である自覚がないケースもあるといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。**令和6年6月に施行された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）**による改正後の子ども・若者育成支援推進法において、国・自治体の支援対象にヤングケアラーが明記され、国及び地方公共団体は、国民の理解増進等のため必要な啓発活動を積極的に行うものとされている。本事業では、**令和4年度から令和6年度までの実施した認知度向上の集中取組期間における取組を踏まえ、更にヤングケアラーに対する理解や気づきにつながる様々な広報展開を行うことにより、ヤングケアラーの早期把握・支援につながる社会風土の更なる醸成を目的とする。**

事業の概要

<広報啓発内容>

- ☑ クリエイティブ（ポスター・リーフレット）の制作、印刷、梱包・発送
 - ☑ クリエイティブ（普及啓発動画）の制作、発信・展開
 - ☑ 特設ホームページの制作、コンテンツの追加・更新 等
- ※ 事業者等の提案に基づき、事業実施予定。



令和6年度：制作クリエイティブ（参考）

実施主体等

実施主体：国（公募により、委託事業者を選定）

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度当初予算案 2,138億円の内数（2,074億円の内数）※()内は前年度当初予算額

事業の目的

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

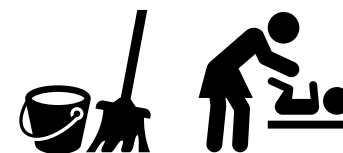
事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する者

- ① 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

【事業内容】

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）
※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、市町村への報告



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額案】○基本分（右表のとおり利用者負担軽減加算あり）

1時間当たり 1,570円

1件当たり 930円

○事務費・管理費 1事業所当たり 564,000円

○研修費 1市区町村当たり 360,000円

利用者負担軽減加算	1時間当たり	1件当たり
①生活保護世帯		
②市町村民税非課税世帯	1,570円	930円
③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯		

※②については1世帯あたり96時間/年を超えた場合、1時間当たり1,260円、1件当たり740円

③については1世帯あたり48時間/年を超えた場合、1時間当たり940円、1件当たり560円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

各都道府県等において、児童虐待防止及びヤングケアラー認知度向上に係る広報啓発等事業を通じ、関係機関・団体を通じ、関係機関・団体や地域住民等への児童虐待・ヤングケアラーに関する意識の向上を図ることにより、児童虐待防止及びヤングケアラーへの適切な対応に資することを目的とする。

事業の概要

以下①～③のいずれかに該当するもの

- ① 地域における児童虐待に関する情報発信やヤングケアラーへの認知・理解促進等を図るための広報啓発事業。
- ② 地域の関係機関、関係団体等に対して児童虐待防止の取組を促し、児童相談所と市町村や当該関係機関等との連携協力体制の構築を図る事業。
- ③ 児童相談所において通告・相談等を受け付けるための通信設備の改修や転送サービスの利用等を行う事業



（例）SNSを活用した情報発信

実施主体等

- 実施主体** 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市
- 補助基準額** 14,399,000円（1実施主体当たり）
- 負担割合** 国：1／2、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市：1／2

令和7年度当初予算案 1,800億円（1,804億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。



2 事業費・財源構成

事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

【事業費の上限】

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」
※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能
- ② 包括的支援事業・任意事業
「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」

財源構成

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
1号保険料、2号保険料と公費で構成（介護給付費の構成と同じ）
- ② 包括的支援事業・任意事業
1号保険料と公費で構成（2号は負担せず、公費で賄う）

	①	②
国	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
1号保険料	23%	23%
2号保険料	27%	-

3 実施主体・事業内容等

実施主体

市町村

事業内容

高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

ア サービス・活動事業（第一号事業）

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント

イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅と介護の連携体制、認知症高齢者への支援体制等の構築を行う。

ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、地域ケア会議の開催

③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。
介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

熱中症対策推進事業



【令和7年度予算(案) 405百万円(397百万円)】
(独立行政法人環境再生保全機構運営費交付金 286百万円(277百万円)を含む)



国民の命を守るため、国、地方公共団体、事業者等が行う効果的な熱中症対策を推進します。

1. 事業目的

- 熱中症対策実行計画で掲げる「2030年熱中症死亡者半減」に向けて、国、地方公共団体、事業者等において、あらゆる主体が熱中症予防行動をとることができるよう効果的な熱中症対策の普及・啓発を推進する。
- 改正気候変動適応法に基づく熱中症特別警戒情報の運用、指定暑熱避難施設や熱中症対策普及団体の取組等について、効果的な体制づくりをすすめる。

2. 事業内容

- 関係府省庁とともに、政府一体で「熱中症予防強化キャンペーン」を実施し、メディアやSNS等を活用した国民向けの普及・啓発を地方公共団体や事業者等とも連携しながら行うとともに、国民一人一人が熱中症対策を実際に行うよう働きかける。
- 熱中症特別警戒情報及び熱中症警戒情報の着実な運用、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定増加、熱中症対策普及団体の熱中症対策に係る活用など各種取組を推進する。
- 熱中症特別警戒情報の発表等に必要な情報の収集・提供を行う。
- 独立行政法人環境再生保全機構が、地域における熱中症対策に取り組む地方公共団体等に対し、熱中症対策に取り組む情報を収集・展開するとともに、地方公共団体職員等を対象とした熱中症対策に係る研修を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業+運営費交付金
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 平成24年度～

4. 事業イメージ

■ 普及啓発の実施

熱中症警戒情報等の発表



SNSを活用した広報



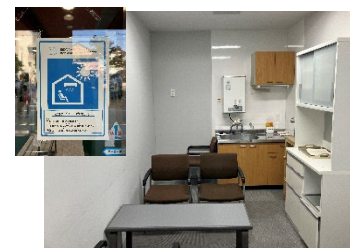
■ 地域における熱中症対策の強化

地方公共団体職員向けの
研修の実施



(例) 7月12日山形会場

指定暑熱避難施設の設置



(例) 佐野市役所

基幹相談支援センター機能強化事業（地域生活支援事業）

令和7年度当初予算案 地域生活支援事業費等補助金 502億の内数（501億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 基幹相談支援センター等機能強化事業は、基幹相談支援センター等への専門的職員の配置や地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的としている。
令和4年障害者総合支援法等の一部改正法により、令和6年4月1日から、
 - ・基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務化
 - ・基幹相談支援センターの役割として、「相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務」、「協議会に参画する地域の関係機関の連携の緊密化を促進する業務」が法律上明記されるとともに、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針（告示）により令和8年度末までに基幹相談支援センターの全市町村での設置について成果目標として掲げたところである。
- 上記を踏まえ、本事業について、基幹相談支援センターの設置促進や機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

2 事業の概要・スキーム

- 本事業については、原則として基幹相談支援センターに対する補助とし、法律上明記されている「地域の相談支援体制強化の取組」及び「地域づくりの取組」への補助として機能強化の促進を図る。
- あわせて、基幹相談支援センターの設置増及び機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

見直し後

- ① 基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。※新たに②③の事業実施を補助要件とする
(注) 主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師若しくは精神保健福祉士等、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる者
- ② 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組
- ③ 基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1／2以内、都道府県1／4以内、市町村1／4

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、**同制度以外の権利擁護支援策の検討を進め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う方向性**が示されている。
- この動きも踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、引き続き、市町村・都道府県による「**権利擁護支援の地域連携ネットワーク（※）づくり**」を後押しするとともに、**身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応するための試行的な取組**も含めた「**新たな権利擁護支援策の構築**」に向けた検討を進める。

※ 地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み

地域共生社会の実現

第二期成年後見制度利用促進基本計画における施策の目標
成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討＋総合的な権利擁護支援策の充実



1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

(1) 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

- 全市町村における中核機関の整備や全都道府県における協議会の設置など第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込まれたKPIを着実に達成するため、**権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや中核機関のコーディネート機能の強化**を強力に推進する。

(2) 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

- 福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体の支援機能を高めるため、全都道府県による**意思決定支援研修**の実施や本人の状況に応じた効果的な支援を進める観点から、**成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化**に取り組む。

2. 新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進

(1) 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応していくため、**市町村が関与した新たな生活支援・意思決定支援に関する取組等**について、**実践事例を通じた分析・検討を深め**、各種取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進める。
- また、**身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応するための取組を試行的に実施し**、本取組の拡大に向けて解消すべき課題の把握・検証等を行う。

(2) 新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備

- （１）のモデル事業の実践を踏まえ、それぞれの取組の具体的な業務や実施に当たっての留意点等を整理し、新たな支援策構築に向けた調査等事業に取り組む。

社会福祉士の資格取得ルート

「法」 ……社会福祉士及び介護福祉士法

法
第7条
第1号

法
第7条
第4号

法
第7条
第7号

法
第7条
第2号

法
第7条
第5号

法
第7条
第8号

法
第7条
第9号

法
第7条
第12号

法
第7条
第3号

法
第7条
第6号

法
第7条
第10号

法
第7条
第11号

福祉系大学ルート

福祉系
大学等
(4年)
指定科
目履修

福祉系
短大等
(3年)
指定科
目履修

福祉系
短大等
(2年)
指定科
目履修

↓
実務
経験
(2年)

↓
実務
経験
(1年)

短期養成施設ルート

福祉系
大学等
(4年)
基礎科
目履修

福祉系
短大等
(3年)
基礎科
目履修

福祉系
短大等
(2年)
基礎科
目履修

社会福祉
主事
養成機関

・児童福祉司
・身体障害者福祉司
・査察指導員の障害者福祉司
・老人福祉指導主事
(実務4年)

↓
実務
経験
(2年)

↓
実務
経験
(2年)

↓
実務
経験
(1年)

↓
社会福祉士短期養成施設等(6月以上)

一般養成施設ルート

一般
大学等
(4年)

一般
短大等
(3年)

一般
短大等
(2年)

相談援助
実務
(4年)

↓
実務
経験
(1年)

↓
実務
経験
(2年)

↓
社会福祉士一般養成施設等
(1年以上)

↓
社会福祉士国家試験

↓
社会福祉士資格取得(登録)

精神保健福祉士

資格の定義

精神保健福祉士は、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）に基づく名称独占の資格であり、精神保健福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、若しくは精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談又は精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者の精神保健に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう。

主な配置先

病院（精神科病院、一般病院）、診療所、障害者支援施設、障害福祉サービス等事業所、行政機関（精神保健福祉センター、保健所）、保護観察所 等

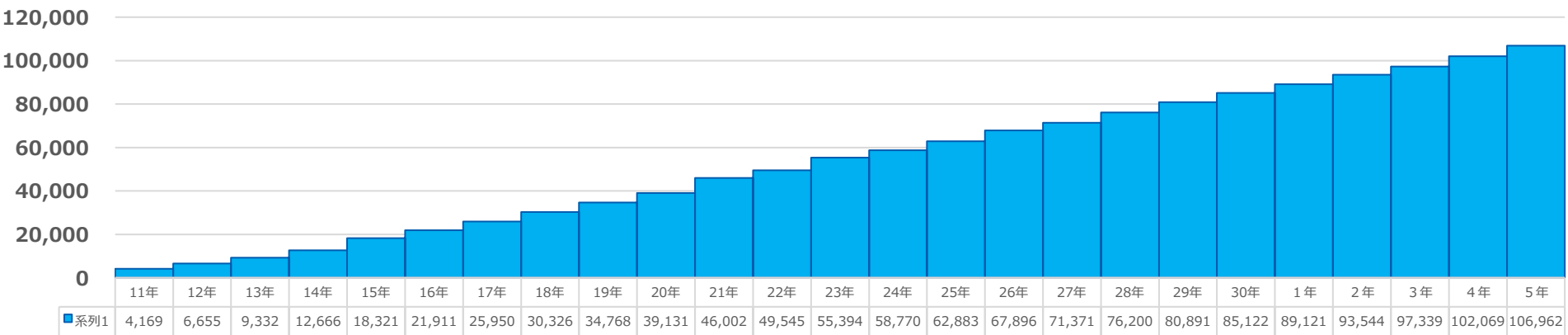
有資格者の登録状況

106,962人
(令和6年3月末現在)

指定試験機関・指定登録機関

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター
根拠：精神保健福祉士法
第10条（試験事務）
第35条（登録事務）

資格登録状況



※年度末時点の登録状況

孤独・孤立対策関係施策一覧における非予算事業の概要（地域福祉課分）

○ 経済的事情に基づくデジタルデバイドの是正

令和2年11月に、生活困窮者の方についても携帯電話等の契約を行うことが出来るよう一定の配慮を行っている通信事業者のリストを作成し、自治体等へ情報提供を行っている。令和6年度にはリストを更新し、自治体へ再周知を行った。通信機器が利用できないことで孤立することがないよう、引き続きリストの周知を進める。

○ 民生委員・児童委員活動への支援

都道府県等が民生委員・児童委員に対して支弁する活動費について交付税措置しており、令和2年度に引き上げを実施しており、都道府県等が民生委員・児童委員に対して支弁する活動費について、民生委員・児童委員の活動実態を踏まえて引き続き支援していくことで、地域福祉の推進のための環境整備を進めていく。

○ 社会福祉協議会への支援

各都道府県社会福祉協議会へ福祉活動指導員を、各市町村社会福祉協議会へ福祉活動専門員を設置するために必要な経費を交付税措置しており、福祉活動指導員及び福祉活動専門員の人員配置や活動状況を踏まえて、引き続き、その設置に必要な経費について支援していくことで、地域福祉の推進のための環境整備を進めていく。

生活困窮者支援等のための地域づくり事業

令和7年度予算案：760億円の内数

- 住民が抱える課題は複雑化・複合化しており、従来の属性ごとの支援体制では「制度の狭間」のニーズへの対応が困難になっている。また、人と人との関係性や「つながり」が希薄化する中、孤独・孤立の問題が一層深刻化している。
- このような状況を踏まえて、地域におけるつながりの中で、住民の多様なニーズに柔軟に対応できるよう、①課題を抱える者の早期発見や地域のニーズの把握、②住民主体の活動支援・情報発信等、③世代や属性を問わず住民同士が関わることができる居場所づくり、④多様な担い手が連携する仕組みづくりの取組、⑤地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策を進めることで、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉を推進する。

【事業内容】

- ①地域住民のニーズ・生活課題の把握
- ②住民主体の活動支援・情報発信等
- ③地域コミュニティを形成する「居場所づくり」
- ④行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開
- ⑤地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策

【実施主体】

市町村(管内市町村の取組を総合的に調整する場合は都道府県も可)

【負担割合】

- ①～④：国1／2、実施主体1／2
- ⑤：国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

※地域の実情に応じて、1つまたは複数の事業を実施する

【事業イメージ】

ニーズの把握

住民活動の活性化

多様な社会資源の連携

1. 地域住民のニーズ・生活課題の把握

→「困りごと」を抱える方の早期発見や地域のニーズの把握を行う。



早期発見・把握

2. 住民主体の活動支援・情報発信等

→学生や定年退職後の方など地域の住民が主体的に活動しやすい環境を整える。



3. 世代や属性を問わない地域コミュニティ形成に向けた「居場所づくり」

→世代や属性を問わない、新たな住民同士の関わりを促す



4. 多様な担い手がつながるプラットフォームの展開

→多様な社会資源が、地域における課題や学び、地域の資源などを共有し、新たな気付きを得て地域に還元する

参画・還元

5. 地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策

→地方自治体が創意工夫を凝らして実施する民生委員の「業務負担の軽減」・「理解度の向上」・「多様な世代の参画」に資する事業を実施する



自立相談支援事業

令和7年度予算案：713億円の内数

対象者

※令和7年4月～ 必ず就労準備支援事業・家計改善支援事業と一体的に行う体制を確保し、効果的・効率的に実施するものとする。

⚠ 改正ポイント

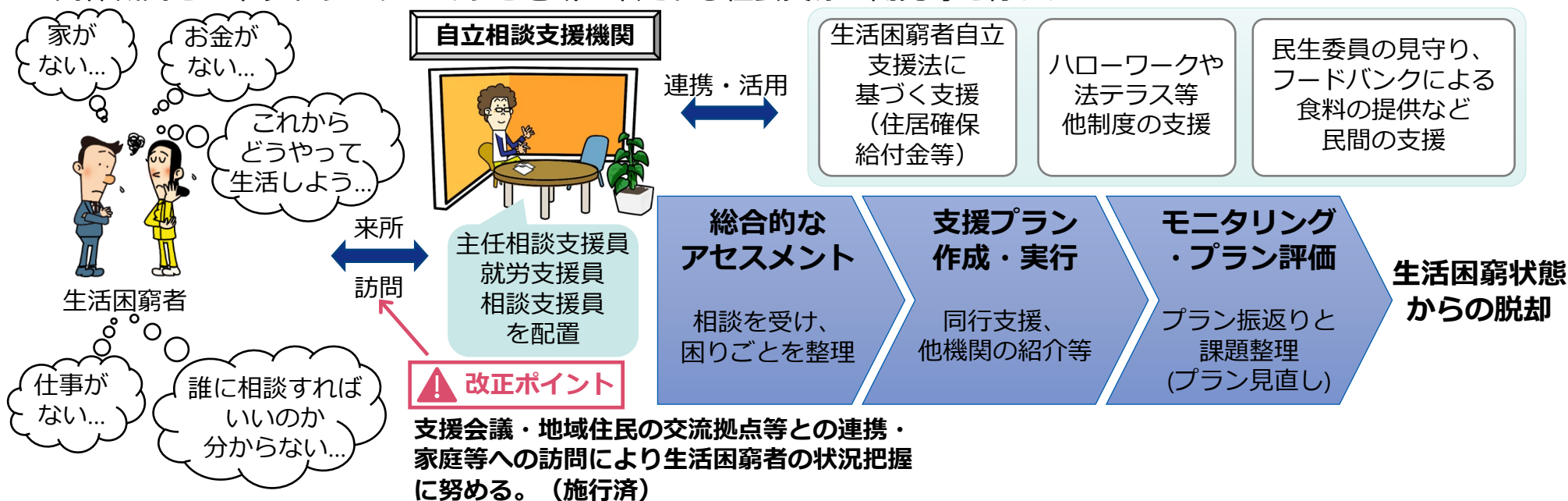
生活困窮者・生活困窮者の家族その他の関係者

支援の概要

⚠ 改正ポイント

令和7年4月～
住まい・入居後の生活支援の相談を明確化

- 制度の入り口として相談に応じ、就労や住まいの課題をはじめとする様々な課題を評価・分析（アセスメント）してその状態にあった自立支援計画（プラン）を作成し、必要な支援の提供につなげる。
- 関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等を行う。



期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、より早く生活困窮状態から抜け出すことができる。
- 地域における相談支援機能や居場所等を充実させることができる。

◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。

◇ 具体的には、以下の取組を実施する。

- ・ **【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援におけるアウトリーチ支援の強化**

実施主体：市等
負担率：3／4

自立相談支援におけるアウトリーチ支援の強化

- ◆ 社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につなぐことや、支援につながった後の集中的な支援が求められるが、自立相談支援機関では十分なアウトリーチを実施するだけの人手が確保できていない実態がある。
- ◆ このため、自立相談支援の機能強化のためのアウトリーチ等を行うための経費について、財政支援を行う。

事業内容

自立相談支援事業において、アウトリーチ支援体制の強化等を行う場合の加算を設ける。

ア) アウトリーチ支援体制の強化

- 自立相談支援機関において、アウトリーチ支援員を配置。

※ アウトリーチ支援員は、ひきこもり地域支援センターやサポステ等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチを主体に、ひきこもり状態にある方など、支援に時間のかかる方に対して、より丁寧な支援を実施する。

※ 具体的には、アウトリーチの充実としては、以下の内容等を想定。

- ① 家族などから相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触するなど、初期のつながりを確保
- ② つながりが出来た後の信頼関係の構築、本人に同行した、関係機関への相談、就労支援といった、自立までの一貫した支援を実施

イ) 相談へのアクセスの向上

- アウトリーチ支援員による土日祝日や時間外の相談の実施等、相談へのアクセスを向上する。

※ 令和2～5年度まで実施している「アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業」の取組を踏まえて、自立相談支援事業において、令和6年度からアウトリーチ支援体制の強化を行う場合に国庫負担基準額へ加算を設けることとした。

一時生活支援事業（シェルター事業、地域居住支援事業）

令和7年度予算案：713億円の内数

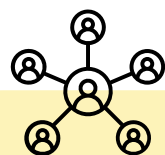
※令和7年4月～ 居住支援事業に改称し、地域の実情に応じてシェルター事業と地域居住支援事業のうち必要な支援の実施を努力義務に。

※国は、全国実施のための体制整備や支援の質の向上を図るための指針（告示）を策定することとする。

対象者

- 一時生活支援事業（シェルター事業）：路上生活者や、終夜営業店舗等にいる一定の住居を持たない不安定居住者
- 地域居住支援事業：シェルター退所者や居住に困難を抱える、地域社会から孤立した状態にある低所得者

支援の概要



地域居住支援事業

＜入居支援・地域での見守り支援＞

※支援期間は原則1年間。

①入居に当たっての支援

- 不動産業者等への同行支援
- 保証人や緊急連絡先が不要な物件、低廉な家賃の物件情報の収集

②居住を安定して継続するための支援

- 訪問等による居宅における見守り支援

③環境整備

- 地域とのつながり促進支援
- 協力を得やすい不動産事業者等とのネットワーク構築 等

対象者の状態に応じて
支援期間を柔軟に延長
できるよう改正予定。

賃貸住宅への入居を断られた、
地域での一人暮らしが不安…



路上、河川敷、
ネットカフェ、サウナ、
友人宅に寝泊まりしている…

シェルター事業

＜当面の日常生活支援＞

- 宿泊場所や食事の提供
- 衣類等の日用品を支給 等

※自立相談支援機関と連携し、住居の確保や就労に向けた支援等も実施。

※緊急一時的な支援が必要な生活困窮者に対する一時的な支援・支援先・受入れ先の調整等の実施も可。



期待される効果

令和6年4月～ 補助体系に加算創設

- シェルター事業：利用している間に、住居の確保や就労に向けた資金の貯蓄等が実現し自立が可能になる。
- 地域居住支援事業：社会的孤立を防止するとともに、地域において自立した日常生活を継続できるようになる。

住居確保給付金

令和7年度予算案：713億円の内数

対象者

住居を失うおそれが生じている以下①又は②の者であって、支給要件・求職活動要件を満たすもの

- ① 離職・廃業後2年以内の者（当該期間に疾病等やむをえない事情があれば最長4年以内）
- ② 自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

<支給要件>

○**収入要件**：市町村民税均等割非課税の水準（特別区では単身8.4万円、2人世帯13万円）＋家賃額

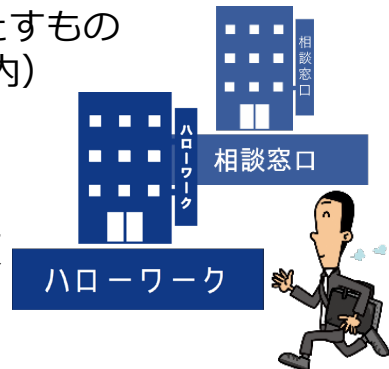
○**資産要件**：市町村民税均等割非課税の水準の6か月分で、100万円を超えない額

（特別区では単身50.4万円、2人世帯78万円）

○**求職活動要件**：原則、①による求職活動を行う。ただし、一定の要件の下、②による取組みも可とする。

① 公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申込みをし、求職活動を行う。

② 公的な経営相談先へ経営相談の申込みをし、その助言等に基づき業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行う。



支援の概要

<支給額> 家賃額（住宅扶助額を上限） ※特別区では単身5.4万円、2人世帯6.4万円

<支給期間> 原則3か月（求職活動等を行っている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

期待される効果

- ・ 住まいの安定を確保することにより、安心して求職活動に取り組むことができ、就労を実現することができる。

※令和7年4月～ 住居確保給付金を拡充し、収入が著しく減少した、年金収入で暮らす高齢者や就労収入を増やすことが難しい者に対し、家賃負担軽減により自己の収入等の範囲内で賃貸住宅に住み続けることができるよう、家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用（引っ越し代・礼金等）を補助（詳細検討中。一定の収入要件・資産要件あり、求職活動要件なしの見込み。）。
 改正ポイント

就労準備支援事業

令和7年度予算案：760億円の内数

対象者

※国は、全国実施のための体制整備や支援の質の向上を図るための指針（告示）を策定することとする。←

⚠ 改正ポイント

長期離職者や対人関係の不安等により、すぐに就職活動をするのが難しく、就労に向けた準備が必要な者

※世帯全体でみると収入があるなど、収入・資産要件に該当しなくても、本人には収入がなく、家族の失職などのきっかけで困窮に陥りやすいケースなど就労準備支援事業による支援が必要と認める者は幅広く対応。

支援の概要

※令和7年4月～ 必ず自立相談支援事業・家計改善支援事業と一体的に行う体制を確保し、効果的・効率的に実施するものとする。←

⚠ 改正ポイント

- ・（利用前）自立支援機関のアセスメント、支援方針の決定の過程から就労準備支援員も積極的に関与し、就労準備支援事業のプログラムを試行的に利用しながら、就労面でのアセスメントを行う。
- ・（利用決定）支援プログラムを作成し、原則1年の利用とする（必要に応じて延長可能）。

本人の状態像

- 就労するための生活習慣が整っていない
- 他者との関わりに強い緊張や不安を抱えており、コミュニケーションが苦手（避けてしまう）
- 自尊心や自己有用感を喪失しており、就労に向けた一歩が踏み出せない
- 就労の意思が希薄・就労に関するイメージが持てない、就労に必要な情報が不足している

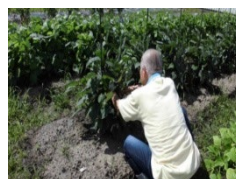
等

様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 本人のニーズ・課題に合わせ、日常生活自立、社会生活自立、経済的自立の3つの自立を想定した多様な支援メニューを開発し、通所、合宿等の様々な形態で実施する。



（グループワーク）



（農作業体験）



（職場見学・就労体験）

- 地域を支援の場として活用すると、多様な人との関係性の中で本人の気持ちの変化や自己理解が深まる効果がある。

期待される効果

- ・ 社会生活の基礎能力の習得や社会体験活動を通して、就労に向けたステップアップを図ることができる。

令和7年度当初予算案	【包括的相談支援事業】	496億円
	【地域づくり事業】	167億円
	【多機関協働事業等】	56億円

※ 令和6年度補正予算額：2億円

1 事業の目的

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、市町村が、創意工夫をもって、属性を問わない包括的な支援体制を構築することが必要。
- 社会福祉法に基づき、令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施し、相談・地域づくり関連事業等に係る交付金を一括化。**実施市町村の増加や、令和6年4月に成立した「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第21号）に基づく住まい支援の強化を見込みつつ、**各市町村で包括的な支援体制の構築を進める。

2 事業の概要（以下の全ての取組を実施）

包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止める。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

地域づくり事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業及び生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

多機関協働事業等

- 単独の相談支援機関では対応が難しい者へのアセスメントや支援プラン作成、重層的支援会議の開催による関係機関の役割分担・支援の方向性の共有等を行う。（多機関協働事業）
- 制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、関係機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援等を行う。（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）
- 社会とのつながりが希薄化している者に対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。（参加支援事業）

3 実施主体等

実施主体

市町村

負担割合

- ・ 多機関協働事業等について、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- ・ 包括的相談支援事業及び地域づくり事業については、各法に基づく補助率・負担額を維持

実施市町村数

- ・ 令和3年度：42
- ・ 令和4年度：134
- ・ 令和5年度：189
- ・ 令和6年度：346
- ・ 令和7年度：473（予定）

ひきこもり支援施策の全体像

令和7年度予算案：760億円の内数

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築

市町村域

ひきこもり支援に特化した事業（令和6年度：303市区町村）

段階的な充実

I ひきこもり地域支援センター（令和6年度：38市区町）

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

II ひきこもり支援ステーション（令和6年度：110市区町村）

ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

III ひきこもりサポート事業（令和6年度：155市区町村）

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築

属性を問わない相談支援、参加支援
地域づくりに向けた支援 等

生活困窮者自立支援制度

（福祉事務所設置自治体）

自立相談支援事業

アウトリーチや関係機関への同行訪問
関係機関へのつなぎ 等

就労準備支援事業

就労準備支援プログラムの作成
ひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等

○市町村への準備支援（拡充）

新たに支援開始を検討している市町村の準備費用（実態把握経費、居場所等の拠点の修繕費、備品購入費など）へ手厚く補助（※次年度、センター等の実施が条件）



ひきこもり地域支援センターのサテライトの設置



都道府県から市町村への財政支援と支援ノウハウの継承
※原則2年後に市町村事業に移行

支援イメージ

～「多様な支援の選択肢」×「多様な主体による官民連携ネットワーク」～

取組の幅



①相談支援



②居場所づくり



③地域のネットワークづくり



④当事者会・家族会の開催



⑤住民への普及啓発

・民生委員
・企業、商工会
・農林水産業
・ハローワーク
・医療機関
・教育機関 など

多様な取組や関係機関の連携を活かして一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの支援



精神保健福祉センター・保健所

家族会
当事者会

NPO
法人

市町村

社協

サポ
ステ

その他
関係機関

市町村プラットフォーム

全ての自治体に対して、ひきこもり相談窓口を明確化や市町村プラットフォームの設置を依頼している

（明確化自治体数）
1,487/1,741自治体
（85.4%）

（市町村プラットフォームの設置自治体数）
1,319/1,741自治体
（75.8%）
※令和5年度末時点速報値

後方支援

立ち上げ支援

ひきこもり地域支援センター

相談支援、居場所づくり、地域のネットワークづくり、家族会・当事者会の開催、住民への普及啓発に加えて、市町村等への後方支援と支援者研修等を総合的に実施する



市町村等への後方支援



関係機関の職員養成研修



多職種専門チームの設置

等

都道府県（指定都市）域（67都道府県市）

②支援の質の向上 ③支援者のケア

①社会全体の 気運醸成

国

①ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業

ひきこもり支援シンポジウム、全国キャラバンの開催
ひきこもり支援情報をまとめたポータルサイト運用 等

②人材養成研修事業

ひきこもり地域支援センター職員等を対象とした初任者向け・中堅者向け研修の実施

③ひきこもり支援コミュニティ（支援者支援）の構築

支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、支援者をフォローアップ



厚生労働省

令和7年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 24億円の内数（26億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額
令和6年度補正予算において別途予算措置：2.0億円

1 事業の目的

- 様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着など、入口から出口まで切れ目のない支援を推進する。

2 事業の概要・スキーム

(1) アウトリーチ支援・SNS相談支援

困難な問題を抱えた女性について、夜間見回り等による声掛けによる相談支援や、出張相談窓口における相談支援、SNSを活用した相談支援等を実施。

(2) 居場所の確保

一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された際に、居場所の提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、相談支援を実施。

(3) 自立支援

継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業、教育に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施。

(4) ステップハウス

(3)の実施に際し、一時的な避難場所ではなく、自立に向け、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所を確保。

(5) アフターケア

(3)または(4)を実施した者に対して、電話相談、家庭訪問、職場訪問等を通じて地域生活を定着させるための継続的な支援を実施。

(6) 関係機関連携会議

行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。

(7) 支援体制強化（ICT導入支援）

(1)～(5)の実施に際し、ICTを活用した支援の導入や情報管理等を実施。

＜事業イメージ＞



- | | |
|---|---|
| ① | アウトリーチ支援・SNS相談【必須】（夜間見回り・声掛け・ICTを活用したアウトリーチ） |
| ② | 居場所の確保（一時的な「安全・安心な居場所」の提供、相談・見守り支援） |
| ③ | 自立支援（就労支援、学校や家族との調整、医療機関との連携による支援など自立に向けた支援） |
| ④ | <u>ステップハウス（自立に向け生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所）</u> |
| ⑤ | <u>アフターケア（地域生活を定着させるための継続的な支援）</u> |
| ⑦ | 支援体制強化（ICT導入支援） |

困難女性

悪質ホスト被害者
JKビジネス被害者
家出少女、AV出演強要
困窮、孤独・孤立
DV・性暴力被害者
等

⑥ 関係機関連携会議の設置等【必須】（関係機関と民間団体の連絡・調整）

※①及び⑥については、当該事業による補助を受けずに実施している場合であっても「必須」の条件を満たすものとして取り扱うこととする。

※①～⑥の事業の実施に際しては、実施主体の策定する計画（都道府県基本計画または市町村基本計画）に基づき行うものとする。

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市町村（特別区含む）

補助率：国 1/2、都道府県・市町村（特別区含む） 1/2

補助単価案：1か所あたり年額 **50,759千円（最大）** ※（1）～（6）全て実施の場合

＜事業実績＞ 令和4年度：3自治体（6団体）

令和5年度：5自治体（9団体）

令和6年度：13自治体（28団体）

困難な問題を抱える女性支援連携強化事業【令和3年度創設】

社会・援護局総務課
女性支援室（内線4584）

令和7年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 24億円の内数（26億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 女性相談支援センター等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（支援調整会議）を構築・運営し、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供する。

2 事業の概要・スキーム

（1）支援調整会議

ア 代表者会議

ネットワークの構成機関の代表者が参集し、実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催し、①支援体制の地域における全体像、②調整会議全体の評価等について協議を行う。

イ 実務者会議

実際に支援を行う実務者から構成される会議であり、①個別ケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、支援方針の見直し、②定期的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討、③支援対象者の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握、④協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告等について協議を行う。

ウ 個別ケース検討会議

個別の支援対象者について、直接の担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、具体的な支援の内容等を検討するために適時開催する。

（2）調整機関

調整担当者を置き、支援調整会議に関する事務を統括するとともに、支援対象者に対する支援が適切に実施されるよう、実施状況を的確に把握し、必要に応じて女性相談支援センター、その他の関係機関等との連絡調整を実施する。

困難な問題を抱える女性支援ネットワーク（支援調整会議）

- ・福祉事務所（女性支援担当課）
- ・女性相談支援センター
- ・女性自立支援施設
- ・配偶者暴力相談支援センター
- ・フンストップ支援センター
- ・児童相談所
- ・警察
- ・医療機関
- ・市町村保健センター
- ・保健所
- ・教育委員会
- ・司法関係機関
- ・社会福祉協議会
- ・民間団体
- ・就労支援機関 等

＜支援調整会議の開催＞

1. 代表者会議
2. 実務者会議
3. 個別ケース検討会議

支援の実施

個別ケース検討会議等にて話し合われた支援の方向性、各関係機関・職種との役割分担に基づき、被害女性や同伴する家族に対して適切な支援を行う。

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市町村（特別区含む）

【補助単価案】1自治体当たり 8,770千円

【補助率】国 1/2、都道府県・市町村 1/2

【令和6年度事業実施自治体】14自治体

令和7年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 24億円の内数（26億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 様々な困難を抱え女性に対する多様な相談対応や自立に向けた支援を各地域で行えるよう、支援を担う民間団体の育成等を図る。

2 事業の概要・スキーム

（1）民間団体支援推進事業

困難な問題を抱える女性への支援を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、民間支援団体を掘り起こすための検討を行う。

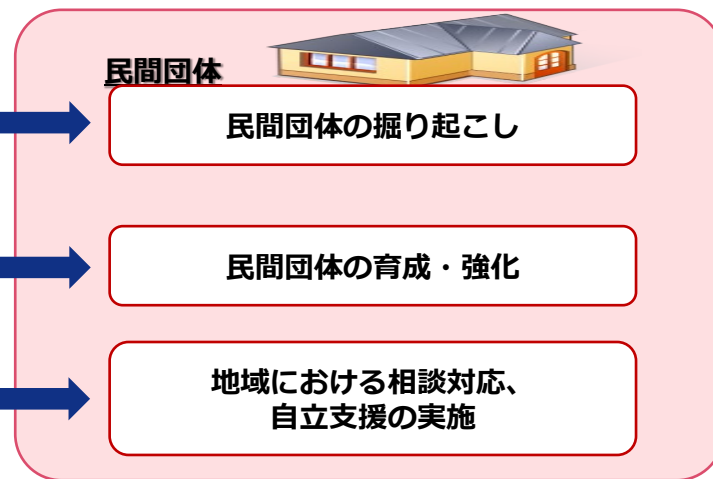
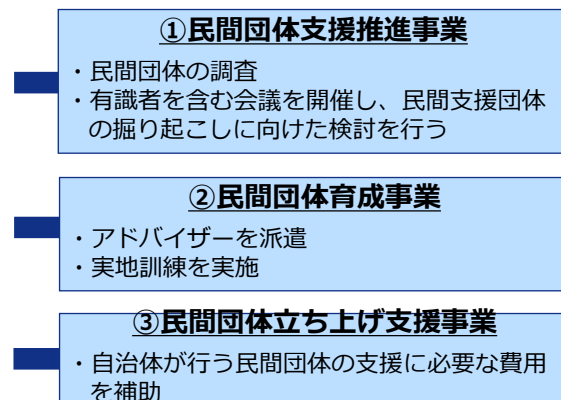
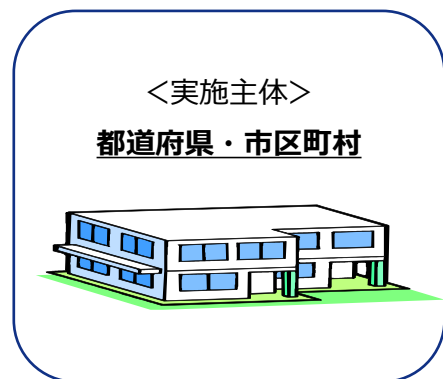
（2）民間団体育成事業

都道府県等が、困難な問題を抱える女性への支援を担うことができる民間団体を育成するため、民間団体へのアドバイザーの派遣や、先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練、その他民間団体の育成に資する取組を行う。

（3）民間団体立上げ支援事業

困難な問題を抱える女性への支援として、民間団体が行う相談対応や自立支援の取組に対する立ち上げ支援を行う。

<事業イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村（特別区含む）

【補助率】 国 1／2、都道府県・市町村（特別区含む） 1／2

【補助単価案】 1自治体当たり 年額最大 11,345千円

【事業実施自治体数】 令和4年度：1自治体

令和5年度：3自治体

令和6年度：8自治体

地方公共団体による再犯防止の取組を促進するために法務省が行う取組

- 1 ○再犯防止に関する知見の提供
- 2 ○地方公共団体が実施する効果的な取組・好事例の共有
- 3 ○都道府県と市区町村の連携による支援体制の構築に向けた支援



地方公共団体による再犯防止の取組を促進するための協議会

①全国会議

- ▶ 法務省から地方公共団体に対して効果的な取組を発信し、各地方公共団体による具体的取組を促進

②ブロック協議会

- ▶ 全国会議の開催を受け、再犯防止の取組を進める地方公共団体に対し、情報提供や意見交換等を実施



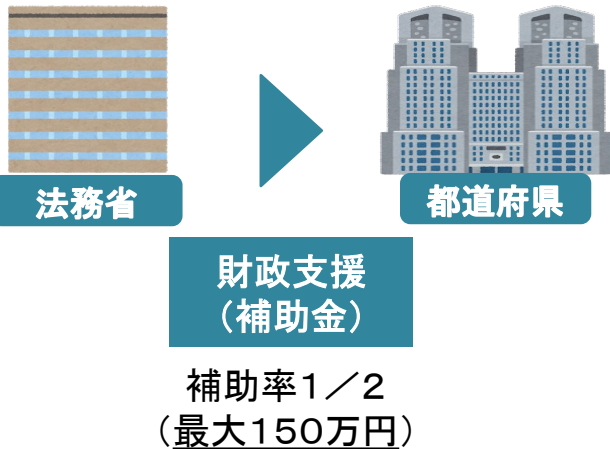
地域再犯防止推進事業の概要

令和7年予算（案）額
44,850千円

背景

- 刑務所出所者等の再犯防止を更に推進するには、国と地方公共団体が連携した「息の長い」支援が不可欠
- 第二次再犯防止推進計画において、国・都道府県・市区町村が担うべき具体的役割を明示
- 都道府県において、地域の実情に応じた再犯防止施策を実施することができるよう、国による財政支援を実施

事業イメージ



※ 都道府県負担分について地方交付税措置

(費目例)

人件費、報償費、旅費、使用料及び賃借料、
需用費(印刷製本費、消耗品費等)、
役務費(通信運搬費等)、委託料 等

事業内容

地域再犯防止推進事業として、以下のメニューを実施

○ (基礎自治体に対する) 施策の企画立案支援等



- ・ 基礎自治体間での施策の調整や情報共有を行うための会議等の開催【必須事務】
- ・ 基礎自治体が地方計画を策定・実施・評価するための情報提供、助言 など

○ (基礎自治体に対する) 理解促進・人材育成



- ・ 基礎自治体職員等の理解促進のための研修会等の開催【必須事務】 など

○ (都道府県が行う) 直接支援



就労・住居支援 / 専門的支援 / 相談支援 のいずれか1つを実施

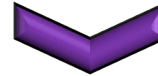
1 地域援助の概要

少年鑑別所法第131条（平成27年6月1日施行）

●少年鑑別所の長は、**地域社会における非行及び犯罪の防止に寄与するため**、非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者その他の者からの相談のうち、専門的知識及び技術を必要とするものに応じ、**必要な情報の提供、助言その他の援助を行う**とともに、非行及び犯罪の防止に関する機関又は団体の求めに応じ、**技術的助言その他の必要な援助を行うものとする。**

第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）

●法務省は、法務少年支援センター（少年鑑別所）において、非行・犯罪をした者や、その支援を行う関係機関等の依頼に適切に対応できるよう、**地域における多機関連携を一層強化する**。また、支援を必要とする当事者等の利便性向上の観点から、WEB面談システムの活用や、**関係機関に赴くなどのアウトリーチ型の支援等について検討を進めるとともに、地域援助に関する制度の周知広報のための取組を積極的に推進**するなどして、地域援助の充実を図る。



少年鑑別所の専門的知見・技術を活用して、関係機関と連携しながら地域の非行及び犯罪の防止に寄与

地域援助の内容

1 知的能力・性格調査

●関係機関からの依頼を受けて、心理検査等を行い、子ども、保護者等にも結果を説明

2 問題行動の分析や支援方法の提案

●心理検査等の結果を踏まえ、関係機関に対し問題行動の原因や支援方法について提案

3 子ども、保護者等に対する心理相談

●関係機関や個人からの依頼を受けて、子ども、保護者等と心理相談を実施

4 研修・講演への講師派遣

●関係機関が主催する研修会等で、非行や子育て問題、思春期の子どもの行動理解と教育・指導方法等について分かりやすく説明

5 ケース検討会への参加

●関係機関からの依頼に応じて、問題行動のある子どもに関するケース検討会等に出席し、指導方法等に関して助言



地域の関係機関と連携



地域援助件数

平成27年
4,697件



令和6年
15,843件

少年鑑別所法施行後から大幅に増加

2 地域援助における現状の問題点と対策

現 状

■ 少年鑑別所が「法務少年支援センター」として実施する地域援助

・心理学等の専門性を活用して地域社会における非行及び犯罪の防止を図るため、少年、保護者、関係機関等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を実施（少年鑑別所法第131条）

⇒H27.6の少年鑑別所法施行に伴い本来業務となった地域援助の実施件数は増加

⇒各施設において、ノウハウや知見が蓄積されている

■ 地域援助に対する要請と配置

・生徒指導提要（R4.12 文部科学省）

▶ 学校の相談先として法務少年支援センターが記載

・いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（R5.2.7 文部科学省初等中等教育局長通知）

▶ 加害児童生徒に対する指導等における連携先として法務少年支援センターが記載

・こども大綱（R5.12.22 こども政策推進会議決定）

▶ こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援の推進

「地域非行防止調整官」を配置（16庁：R6現在）

⇒非行や犯罪等の問題行動に関する相談に幅広く応じ、児童自立支援施設等との連携強化

⇒教育機関からの相談に応じ、いじめ問題等への的確な対応に向け、教育機関との連携強化



対 策

外部有識者を招へいた検討会の実施・執務参考資料の作成

○ これまでの地域援助の取組において蓄積されたノウハウや知見を整理し、相談類型ごとに一定の対応方針を明確にするため、検討会議を実施し、執務参考資料を作成する

・各施設における対応事例（苦慮した事例・奏功した事例）や関係機関との連携状況を共有し、望ましい対応を検討する

・いじめ対応や問題行動に係る専門家から助言を受け、対象者個人に焦点を当てた臨床的な視点だけでなく、いじめ問題等全体にアプローチする上で把握すべき視点（学校関係者の支援、家族のケア等）について理解を深める

・各管区間における連携状況の検証結果を共有

・教育機関のニーズを踏まえて、相談類型ごとの対応方針をとりまとめた執務参考資料や連携用資料を作成

問 題 点

■ 地域援助に求められる役割の広がり

・地域援助業務に対する理解が広がり、相談内容は多岐にわたる
・特に、いじめや問題行動等の学校問題は、背景事情が複雑化
・いじめをきっかけとした傷害事件や自殺の報道も多くなされており、事案の内容も深刻化

⇒関係機関の対応への注目度が高まっている中、ノウハウや知見を生かしたより効率的・効果的な支援につながる体制を構築することが喫緊の課題

・地域援助の実施件数が増加している中、数多くの対応事例や参考事例がある
・いじめの認知件数やいじめ重大事態の発生件数も増加傾向

▶ 教育機関のニーズが多様であり、対応に過不足が生じやすい

→ 多様な相談内容にどの程度対応することが適切か判断することが困難

→ 学校関係者側からも、法務少年支援センターにおける対応可能事例を把握したいという要望

▶ 個別の事例ごとに検討・記録しており、類型化されたデータがない

→いじめ問題等は複雑なため、幅広い情報収集と連携した支援が必要

となるものの、各施設の経験則に基づき試行錯誤して対応せざるを得ない状況
→教育機関等と連携した際の対応状況等の検証・総括を実施することが困難

教育機関のニーズを網羅的に把握・整理した上で、相談類型ごとに一定の対応方針を明確にする必要

効 果

質の高い地域援助を効率的・効果的に実施

・教育機関のニーズを把握し、相互理解へつなげることで、いじめ問題や問題行動等への対応を適切かつ迅速に実施できる

・いじめ問題や問題行動等の複雑な相談に対しても、蓄積されたノウハウや知見を整理して作成された、相談類型ごとの対応方針及び連携用の資料をもとに、より効率的な支援及び教育機関等と連携した、より効果的な支援を実施することが可能になる



「更生保護に関する地域援助」について

【R7予算(案)額 49,803千円の内数】

「息の長い」社会復帰支援の推進に向けた「更生保護に関する地域援助」の実施

【更生保護に関する地域援助】

保護観察所が、犯罪をした者等の改善更生や犯罪の予防のため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、情報の提供、助言等の必要な援助を行う



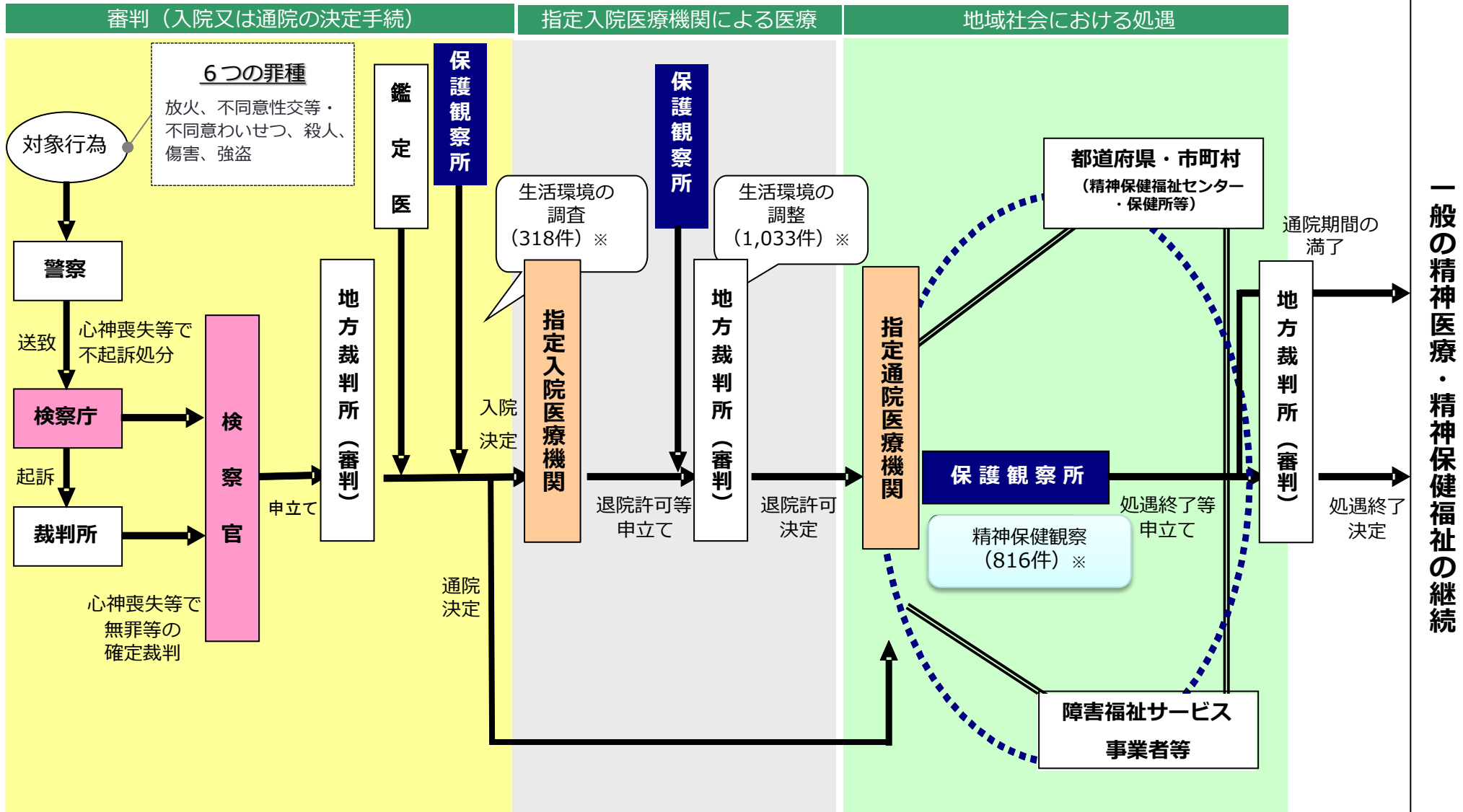
保護観察所が支援対象者に対して自ら援助を行うとともに、地域の支援に円滑につなぐことを可能とする地域支援ネットワークの構築に取り組む

- 平成21年度から、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 令和3年度から被疑者等支援業務を開始。
- 地域生活定着支援センターは、既存の福祉関係者等と連携して、以下の業務を実施。
 - ① コーディネート業務
福祉サービスに係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービスに係る申請支援等を行う。
 - ② フォローアップ業務
社会福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言等を行う。
 - ③ 被疑者等支援業務（令和3年度～）
刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、福祉サービス等を利用できるように支援。令和4年度、弁護士との連携強化を促進。
 - ④ 相談支援業務
高齢又は障害のある犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とすると認める者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行う。
 - ⑤ 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等

心神喪失者等医療観察制度と保護観察所

【R7予算(案)額 302,522千円の内数】

【R6補正予算額 20,435千円の内数】



地方消費者行政強化交付金（消費者庁地方協力課）

令和7年度予算（案）額 **15.5億円**
（令和6年度予算額 16.5億円）

事業概要・目的・必要性

- 消費者被害の防止・早期発見・救済のためには、消費者問題が発生している地方の現場の対応力の強化が不可欠です。
- そのためには、住民に身近な基礎自治体における相談体制や啓発活動の強化を図るとともに、都道府県による基礎自治体への支援機能を強化し、消費者がどこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる体制を確保していく必要があります。
- 相談体制と並んで、消費者被害防止のための情報提供、被害の発見、相談窓口へのつなぎを行うためのアウトリーチ（見守り活動）機能強化も必要です。
- これらは、人口減少、高齢化等の社会経済状況の変化も見据え、デジタル技術も活動しつつ、取り組んでいく必要があります。
- また、複雑・巧妙化する悪質商法の手口や、食の安全・安心、消費者志向経営、食品ロス削減など時々の重要課題にも迅速かつ適切に対応する必要があります。
- 本交付金は、時々の重要テーマ等を踏まえつつ、国が重点事項を示した上で、地域の実情に応じて消費者行政の機能強化を図る地方公共団体の取組を支援します。

事業イメージ・具体例

1. 地方消費者行政強化事業＜原則1／2補助＞

（1）重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化

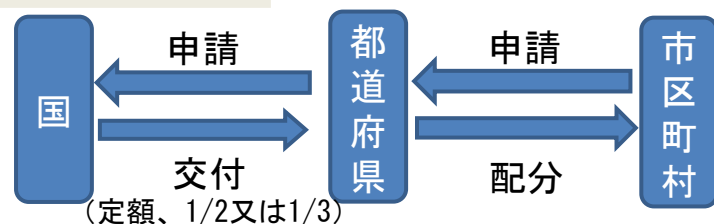
- ① 消費生活相談の情報化対応の推進・自治体連携の促進による相談体制の維持・充実（一部事業を期限付きで定額補助）
- ② 配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）に対する相談・見守り体制の整備・運用（消費者安全確保地域協議会の設置・機能強化）
- ③ 消費者教育・啓発への取組（食品表示制度の普及、相談対応困難者対応）
- ④ SDGsへの取組（エシカル消費の普及・促進、食品ロス削減（フードバンク団体支援）等）
- ⑤ 法執行体制（悪質商法対策）の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組

（2）国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業

（3）靈感商法を含めた悪質商法対策事業

2. 地方消費者行政推進事業＜定額補助＞

資金の流れ



期待される効果

- 地方消費者行政のデジタル化・自治体連携、消費生活相談員のスキルや対応力の向上、孤独・孤立下にある消費者への対応の強化により、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられる、持続可能な地域体制の維持・充実を確保します。
- 国が取り組むべき重要消費者政策等に積極的に取り組む地方公共団体を支援し、地方消費者行政の充実・強化を実現します。

1-② 孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発事業等 (消費者庁消費者制度課)

令和7年度予算(案)額 180万円
(令和6年度予算額 300万円)

事業概要・目的・必要性

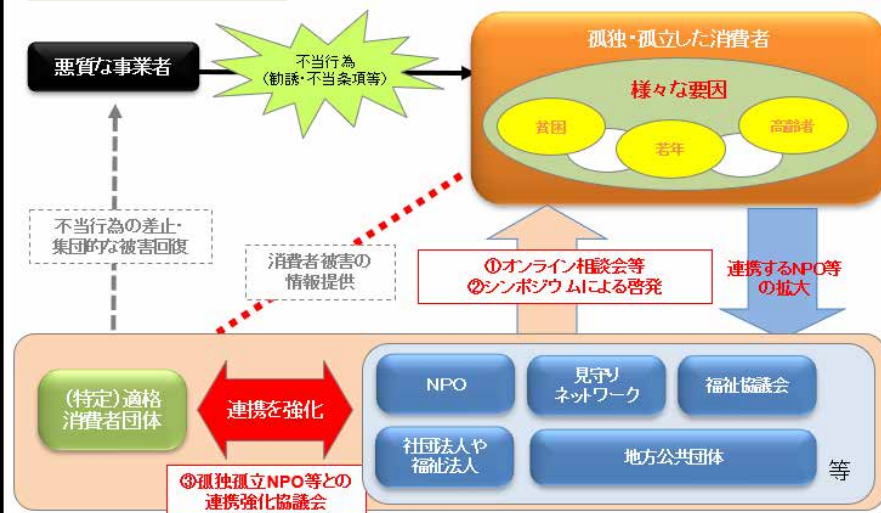
【目的・必要性】

- コロナ禍等の影響により孤独・孤立の問題が深刻化・顕在化しているところ、孤独・孤立した消費者は悪質な事業者のターゲットになりやすい状況にある。今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中で、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される。
- 孤独・孤立した消費者は、情報等の格差が顕著であることに加え、周りに相談しづらい状況にあり、一般消費者に比べて被害に遭いやすく、自らによる被害の回復も困難。また、孤独・孤立の他、貧困、高齢、若年といった要素が複合的に組み合わさって被害が生じている場合が多い。
- そのため、孤独・孤立した消費者の被害の防止や回復を図るには、孤独・孤立や周辺分野の対策に取り組むNPO等との連携をより一層強化した広域的な対応が必要。

【概要】

- 孤独・孤立や周辺分野の対策を行うNPO等との連携を促進し、オンライン相談会等を通じて集中的に孤独・孤立に起因した消費者被害の把握に努めるとともに、被害の防止・回復に向けた啓発を促進する。
- 孤独・孤立に起因した消費者被害に関するシンポジウムを開催することで、孤独・孤立した消費者への啓発を図る。
- 既に連携している孤独・孤立や周辺分野の対策を行うNPO等と協議会を実施し、孤独・孤立した消費者の状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる。

事業イメージ



- 孤独・孤立を始めとする複合的な要因で生ずる消費者被害に対応するため、令和6年度に引き続き、連携するNPO等を拡大した上で、オンライン相談会を行い、より幅広く消費者被害事案を把握していく。
- また、得られた被害情報を要因を踏まえて分析し、被害予防のための注意事項を整理した上で、シンポジウムを通じて周知・啓発を図るとともに、そのような情報を、連携をしたNPO等を通じて、より幅広い孤独・孤立した消費者に対して提供する。
- 連携をしているNPO等と協議会を実施し、一人ひとりの多様な事情やニーズ等の状況に合わせた、切れ目のない、きめ細かな相談支援につなげるための取組につき協議する。

資金の流れ



期待される効果

- NPO等との連携の強化を通じ、依然として支援の手が届きにくい現状にある、孤独・孤立した消費者の消費者被害の防止・回復を促進する。

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

令和7年度予算額（案） 1,249百万円
（前年度予算額 1,104百万円）



背景・課題

- ✓ 公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は約6.9万人（約10年間で1.9倍）と増加し、多様化に加えて集住化・散在化が進行
- ✓ 学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒が約1割存在
- ✓ 学齢相当の外国人の子供のうち不就学、又は不就学の可能性のある者は約8千6百人

⇒ 外国人の子供の就学促進を図るとともに、帰国・外国人児童生徒等の学校での教育環境を整備するためには、日本語指導補助者や母語支援員の派遣等の指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うためのICTを活用した支援等、**各地方公共団体が行う取組みに対する支援を拡充することが不可欠**

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①



事業内容

I. 帰国・外国人児童生徒等に対する きめ細かな支援事業（事業期間：H25～）

予算額 : 1,154百万円（1,009百万円）
補助対象 : 都道府県・市区町村
※指定都市・中核市以外の市区町村は
都道府県を通じた間接補助
補助率 : 1 / 3

【実施項目】

- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- 幼児や保護者を対象としたプレスクール
- 親子日本語教室
- オンライン指導や多言語翻訳システムなどICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援 等

（参考）令和6年度補助実績

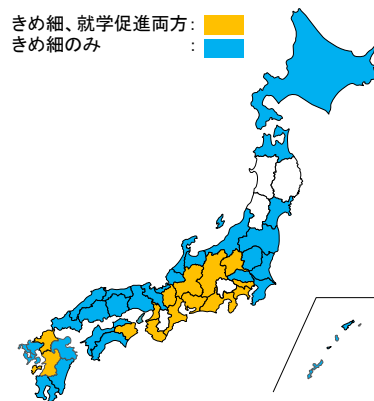
【きめ細事業実施】

3 3 都道府県
1 9 指定都市
2 6 中核市
1 1 9 市区町村

【就学事業実施】

3 都道府県
6 指定都市
4 中核市
2 3 市区町村

きめ細、就学促進両方：
きめ細のみ：



<関連する政府方針(抄)>

・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等に基づき、（略）外国人児童生徒の教育の体制整備（略）に取り組む。「経済財政運営と改革の基本方針2024」(R6.6.21閣議決定)
・外国人との共生社会の実現のため、認定日本語教育機関の活用を含めた国内外における日本語教育の実施の強化や、高度外国人材の受入れ環境を一層充実させるため、廃校の活用等を含め、外国人の子供を受け入れる学校やインターナショナルスクール等での教育環境の整備に取り組む「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」(R6.6.21閣議決定)
・外国人児童生徒の就学機会の適切な確保に向けて、就学状況の把握・就学促進のための取組を更に充実させる必要がある。また、就学促進を図るためにも、学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導の充実に取り組む必要がある。「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(R6.6.21関係閣僚会議決定)

アウトプット（活動目標）

○学校における帰国・外国人児童生徒等の受入れ体制を整備する自治体の取組を支援するため、公立学校における指導・支援体制の構築及び受入促進に関する事業実施の地域数を増加（Ⅰ．帰国・外国人児童生徒等に対する きめ細かな支援事業）
○外国人の子供の就学促進に取り組む自治体を支援するため、外国人の子供の就学促進事業実施数を増加（Ⅱ．外国人の子供の就学促進事業）

短期アウトカム（成果目標）

初期（令和6年頃）
○日本語指導等の体制整備が進み、外国人児童生徒等の増加・多様化に関わらず、きめ細かな指導が提供される
○全国の自治体で就学管理の改善が図られる

中期アウトカム（成果目標）

中期（令和8年頃）
○きめ細かな支援事業の取組成果が全国に普及し、多くの自治体できめ細かな指導が提供される
○全国の自治体で全ての外国人の子供の就学状況が一体的に管理・把握できるようになり、就学促進の取組が推進される

長期アウトカム（成果目標）

長期（令和10年頃）
○全国どの地域の公立学校においても充実した日本語指導等が受けられるようになる
○公立学校小・中学校等への就学を希望する全ての外国人の子供が就学する
○全国の高校で「特別的教育課程」の編成・実施による日本語指導を受ける生徒の割合が増える
○全ての日本語指導が必要な児童生徒が希望に応じて高校・大学等に進学して適切な教育を受け、日本社会で自立して生活し、自己実現を図ることができる

（担当：総合教育政策局国際教育課）

外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和7年度予算額（案） 550百万円
（前年度予算額 495百万円）



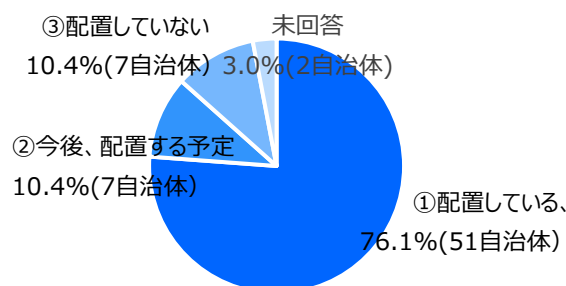
文部科学省

背景・課題

- 令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2024」及び「成長戦略等のフォローアップ」に「生活日本語のモデルカリキュラムを活用した地域の日本語教育や（中略）体制整備、オンラインによる学習機会の確保等に取り組む」といった**地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている**。
- 都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、**必要な専門人材（日本語教師、学習支援者）の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施が十分でない**などの課題がある。
- 文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月）では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性や、言語を使ってできることを提示する「生活Can do」の概念が示された。これらの体系的な日本語教育を地域に普及することによる**教育の質の維持向上が求められている**。

※ 令和6年4月に「生活」に関する教育を行う機関も対象とした「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が施行

都道府県・政令指定都市におけるコーディネーターの配置状況



出典：「都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議」調査票集計結果（文化庁、令和5年10月）

事業内容

1. 企画評価会議の実施 6百万円（前年度 6百万円）
2. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】 513百万円（前年度 455百万円）

対象：都道府県・政令指定都市 件数：53件（前年度 47件）

補助率：2分の1 ※（2）②（以下点線部）を実施する団体には補助率加算【最大3分の2】

（1）広域での総合的な体制づくり 【普通交付税措置】

域内の地方公共団体や関係機関と連携して行う、広域での日本語教育の体制づくりの推進

- ①日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
- ②地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
- ③日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置

取組例：
・域内の市町村との連携による日本語教育実施体制の検討
・オンラインによる広域の日本語教育実施体制の検討

（2）地域の日本語教育水準の維持向上 【普通交付税措置】

- ①域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）

②「生活」に関する日本語教育プログラムの提供（以下を含むもの）を目的とした取組の開発・試行

- i 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
- ii 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示すレベル（B1）・時間数（350h以上）に応じた体系的な日本語教育

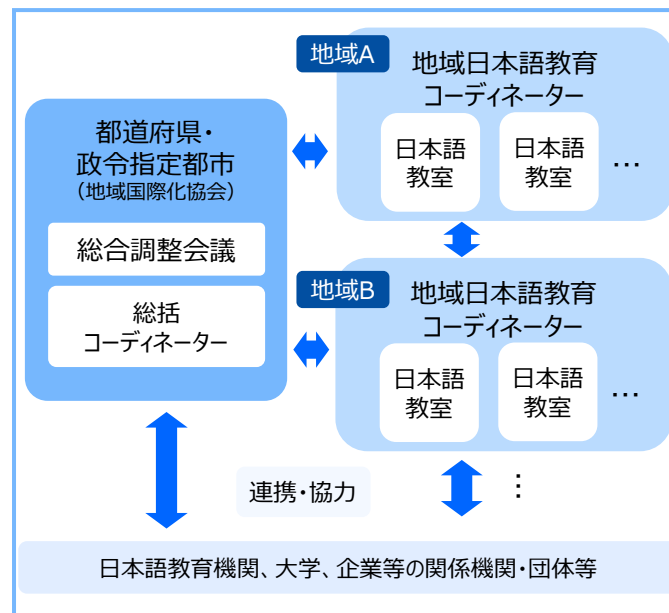
（3）都道府県等を通じた市町村への支援 【市町村分（間接補助）：特別交付税措置】

市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援

3. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】 31百万円（前年度 33百万円）

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等を開催する。

▼ 地域日本語教育の環境強化のための 総合的な体制づくり イメージ図



アウトプット（活動目標）

・都道府県・政令指定都市に対する
地域日本語教育の総合的な体制
づくり推進事業による支援の実施

短期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な
体制づくり推進事業による各地
域での日本語教育支援体制の
整備

中期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な
体制づくり推進事業による日本
語教育の機会提供に係る関係
機関との連携の強化

長期アウトカム（成果目標）

・地域日本語教育の総合的な体制づくり
推進事業による日本語教育環境の醸成と
外国人との共生社会に対する意識の向上

（担当：総合教育政策局日本語教育課）

身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

令和7年度当初予算案 10.2億円の内数

※令和6年度補正予算額 4.2億円

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施**し、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

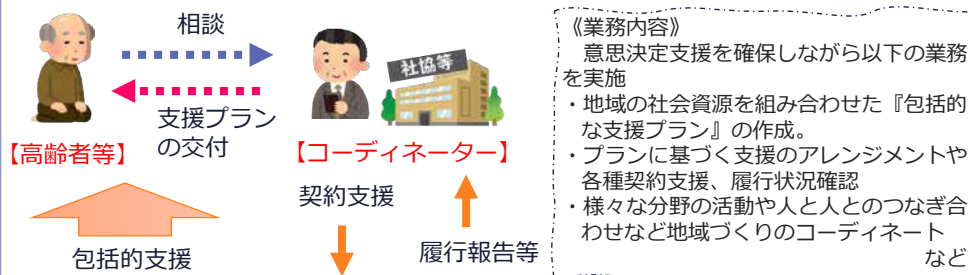
【実施主体】市町村（委託可）

【基準額】1自治体あたり 5,000千円／取組

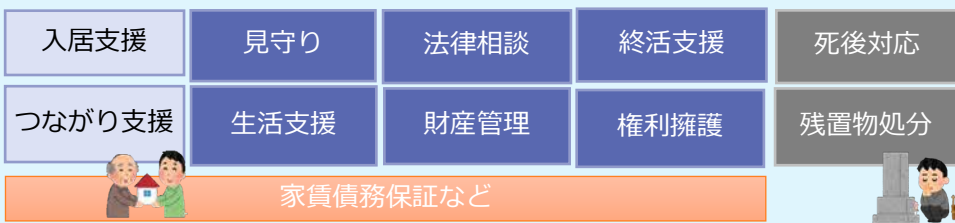
【補助率】3/4

1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど**地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント**や**各種支援・契約の履行状況の確認等を行うコーディネーター**を配置した相談・調整窓口を整備。

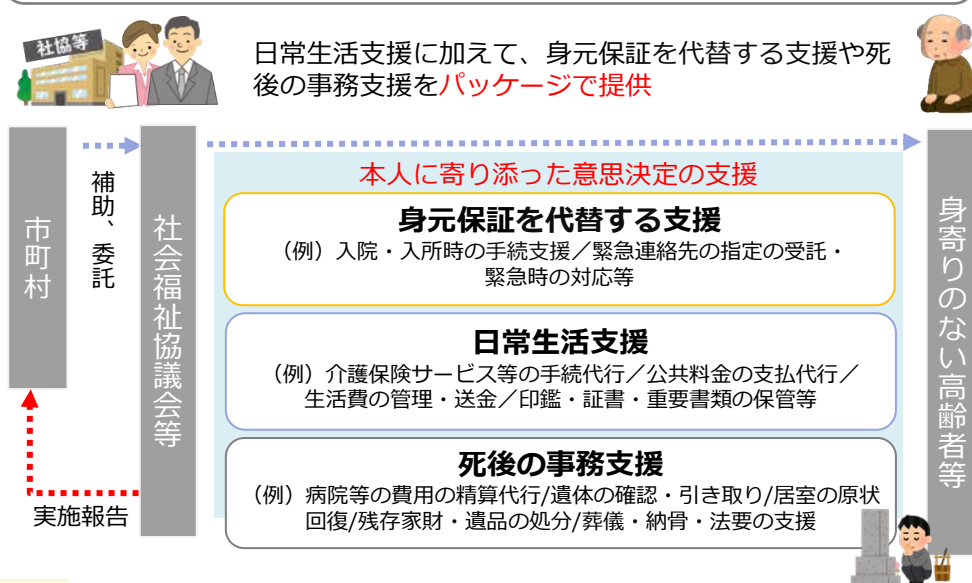


－ 単身高齢者等包括支援プラットフォーム －



2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供**する取組を実施。



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（主なポイント）

- 病院への入院や介護施設等への入所の際の手続支援、日用品の買物などの日常生活の支援、葬儀や死後の財産処分などの死後事務等について、家族・親族に代わって支援する、「高齢者等終身サポート事業」を行う事業者が増加してきている。
- この事業は、死後のサービスを含み、契約期間が長期であること等の特徴があることから、利用者保護の必要性が高く、事業者の適正な事業運営を確保し、事業の健全な発展を推進するとともに、利用者の利用の安心等を確保していくことが必要。今後、事業のニーズの増加が見込まれる中、業務の内容が民法や社会保障関係法に広くまたがることから、遵守すべき法律上の規定や、留意すべき事項等を関係省庁横断で整理し、ガイドラインとして提示する。

全般的な事項

- 事業者の適正な事業運営を確保し、高齢者等終身サポート事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できることに資するようにすることを目的とする。
- 本人との契約に基づき、「身元保証等サービス」及び「死後事務サービス」を事業として継続的に提供している事業者を主な対象とする。
- サービス提供にあたっては、利用者の尊厳と自己決定を尊重。また、関連する制度等を活用しつつ、利用者の価値観等に基づく意思決定が行われるよう配慮することが重要。

契約締結にあたって留意すべき事項

- 契約締結にあたって、事業者は、民法や消費者契約法に定められた民事ルールに従いつつ、契約内容の適正な説明（契約書・重要事項説明書を交付した説明）を行うことが重要。また、医療・介護関係者等との連携や、推定相続人への説明など、きめ細かい対応を行うことが望ましい。
- 寄附・遺贈については、契約条件にすることは避けることが重要であり、遺贈を受ける場合も公正証書遺言によることが望ましい。 等

契約の履行にあたって留意すべき事項

- 契約の履行にあたっては、契約に基づき適正に事務を履行するとともに、提供したサービスの時期や内容、費用等の提供記録を作成、保存、定期的な利用者への報告が重要（後見人にも情報共有が重要）。利用者から前払金（預託金）を預かる場合、運営資金等とは明確に区分して管理することが望ましい。なお、履行の際にも医療・介護関係者等との連携が重要。
- 利用者からの求めがあれば、利用者が契約を解除する際に必要な具体的な手順等の情報を提供する努力義務を負う。
- 利用者の判断能力が不十分となった場合、成年後見制度の活用が必要。成年後見人等が選任された後は、契約内容についてもよく相談することが望ましい。 等

事業者の体制に関する留意事項

- 利用者が安心して利用できるよう、ホームページ等を通じた情報開示、個人情報の適正な取扱い、事業継続のための対策、相談窓口の設置に取り組むことが重要。

令和7年度予定額 1.3億円 (1.4億円) ※ () 内は前年度当初予算額。令和6年度国家戦略特区のテレワークに関する援助分を含む。

労働特会			子子特会	一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
1/2	1/2			

1 事業の目的

- テレワークに関する労務管理やICT（情報通信技術）の双方についてワンストップで相談できる窓口の設置等により、適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着を図り、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の定着・促進を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- テレワークを導入しようとする企業等に対しワンストップでの総合的な相談支援を行う拠点として、テレワーク相談センターを設置し、一体的な支援を実施

① 相談対応

テレワークの導入・実施時の労務管理やICT（情報通信技術）に関する課題について、窓口のほか、電話や電子メールによりアドバイス

② コンサルティングの実施

専門的知識を有するテレワークマネージャーが、企業等からの要望に応じ、具体的な導入支援を行うコンサルティングを実施。特に、テレワークの普及が進んでいない地方圏・業種等に対してアウトリーチ型のコンサルティングを実施

③ 全国セミナー・個別相談会の開催

中小企業や地方企業への普及促進のための全国セミナーの開催、周知ツールの作成と周知（テレワーク活用の事例集を作成し、周知）。管理職向けのテレワークマネジメントスキル向上のためのセミナーやテレワーク対象労働者向けのITリテラシー向上のためのセミナーを実施

④ 総合ポータルサイトによる情報発信

厚生労働省と総務省が運営するテレワーク関連のウェブサイトを整理・統合した総合ポータルサイトを引き続き運営し、利用者目線に立ったサイトを運営

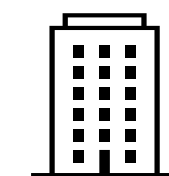
※令和5年度におけるポータルサイトからの資料ダウンロード件数：14,090件

⑤ テレワークの労務管理に関する総合実態調査

適正な労務管理下におけるテレワークの普及のため、今後における適切な施策の展開に必要な実態調査を実施

実施主体：民間事業者等

テレワーク相談センター



・都道府県労働局
・都道府県働き方改革推進支援センター 等

支援

適正な労務管理下におけるテレワークの実施



企業等に対する支援

- ・相談対応（窓口、電話、メール）
- ・テレワークマネージャーによるコンサルティングの実施
- ・全国セミナー・個別相談会の開催
- ・総合ポータルサイトの運営 等

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

事業の概要

＜対象者＞

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること
- ※ 所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。

＜対象資格・訓練＞

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。
《対象資格の例》 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LPIC認定資格 等

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【実施自治体数】

【補助率】 国 3 / 4、都道府県等 1 / 4

【支給対象期間】 修業する期間（上限4年）

【支給額】 月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

【令和4年度総支給件数】 8,093件（全ての修学年次を合計）

【令和4年度資格取得者数】 2,929人（看護師 984人、准看護師 723人、保育士 264人、美容師 129人など）

【令和4年度就職者数】 2,149人（看護師 846人、准看護師 419人、保育士 203人、美容師 98人など）

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和4年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	62か所 (100.0%)	751か所 (96.3%)	880か所 (96.8%)

（注）（ ）内は、都道府県、市等における実施割合。

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

事業の概要

＜対象者＞

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けている者
 - 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

＜対象講座＞

- 実施主体の自治体の長が指定
 - 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
 - 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）
 ※ ①・②に準じるものとして、都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座を含む。

＜支給内容＞

- 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者
 - 上記対象講座の①を受講する者：受講料の6割相当額、上限20万円
 - 上記対象講座の②を受講する者：受講料の6割相当額、修学年数×上限40万円 ※1※2
 - ※1 修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合、受講費用の25%(上限年間20万円)を追加支給（最大85%の支給）
 - ※2 6か月ごとの支給が可能
- 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者
 - 1に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額
 ※ 1、2のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国 3／4、都道府県等 1／4

【事業実績】 令和4年度支給件数 2,005件
就業実績 1,559件

【実施自治体数】

（注）（ ）内は、都道府県、市等における実施割合。

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和4年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	61か所 (98.4%)	725か所 (92.9%)	853か所 (93.8%)

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

令和7年度当初予算案 261億円（259億円） ※（）内は前年度当初予算額。

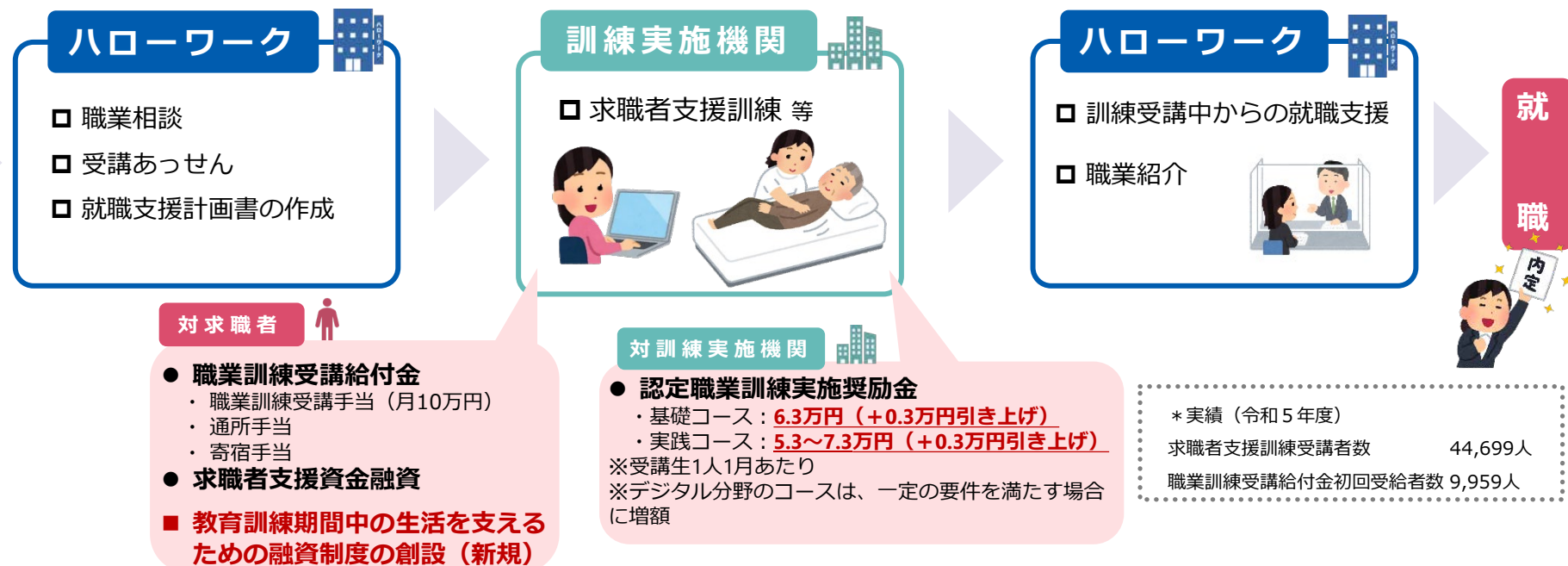
※令和7年度当初予算案は教育訓練期間中の生活を支えるための融資制度の創設0.8億円を含む。

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	3/4			1/4

1 事業の目的

- 雇用保険被保険者以外の者を対象に
 - ・雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、無料の職業訓練に加え、月10万円の生活支援の給付金の支給を通じて、早期の再就職等を支援する。
 - ・教育訓練費用や生活費を対象とする融資制度により、職業訓練に専念できるよう支援する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆実施主体：都道府県労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ◆負担割合：原則、雇用勘定、国庫負担1/2ずつ。ただし、当面の間は国庫負担27.5%（原則の55/100を負担）。

公共職業訓練の概要

令和7年度当初予算額:103,514,168千円

国及び都道府県は、**離職者、在職者、及び学卒者に対する公共職業訓練**を実施しています。

* 国及び都道府県の責務:「職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練の実施」、「事業主、事業主団体等により行われる職業訓練の状況等にかんがみ必要とされる職業訓練の実施」に努めなければならない。(職業能力開発促進法第4条2項)

離職者訓練

(1)対象:ハローワークの求職者(無料(テキスト代等は実費負担))

(2)訓練期間:概ね3月~2年

(3)主な訓練コース例

((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構実施例)

○施設内訓練

テクニカルオペレーション科、電気設備技術科、住環境計画科 等

(都道府県実施例)

○施設内訓練

自動車整備科、木工科、造園科 等

○委託訓練

介護サービス科、情報処理科 等



在職者訓練

(1)対象:在職労働者(有料)

(2)訓練期間:概ね2日~5日

(3)主な訓練コース例

((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構実施例)

難削材の切削加工技術、
製造現場における問題発見改善手法、
実践被覆アーク溶接 等

(都道府県実施例)

機械加工科、工場管理科 等



学卒者訓練

(1)対象:高等学校卒業者等(有料)

(2)訓練期間:1年又は2年

(3)主な訓練コース例

((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構実施例)

【専門課程】

生産技術科、電子情報技術科、
電気エネルギー制御科 等

【応用課程】

生産機械システム技術科、
建築施工システム技術科 等

(都道府県実施例)

【普通課程】

木造建築科、自動車整備科 等



令和7年度予算案 1兆6,531億円の内数（1兆5,651億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として自立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、購入等に要した費用の額（基準額）から、利用者が負担する額を控除して得た額（補装具費）を支給する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

①補装具の定義

補装具とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるもの。

○厚生労働省令で定める基準… 次の各号のいずれにも該当するもの。

- 一 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつその身体への適合を図るように製作されたものであること。
- 二 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間に渡り継続して使用されるものであること。
- 三 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

○厚生労働大臣が定めるもの… 具体的には厚生労働省告示で補装具の種目、名称、型式、基本構造、上限額等を規定

②補装具の種目

【身体障害者・身体障害児共通】

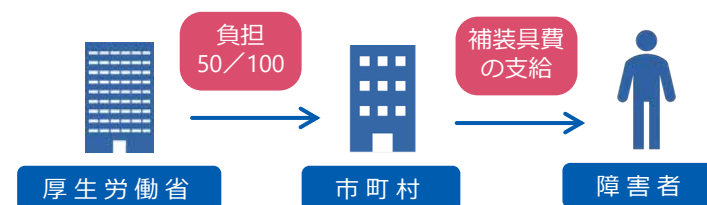
義肢 装具 姿勢保持装置 視覚障害者安全つえ 義眼 眼鏡 補聴器 人工内耳（修理のみ） 車椅子 電動車椅子 歩行器
歩行補助つえ（T字状・棒状のものを除く） 重度障害者用意思伝達装置

【身体障害児のみ】

座位保持椅子 起立保持具 頭部保持具 排便補助具

③実施主体：市町村

④負担率：国50／100、都道府県25／100、市町村25／100



補聴器販売者の技能向上研修等事業

令和7年度概算要求額 35百万円（35百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的・背景

補聴器については、その購入に際し消費者トラブルが報告されており、独立行政法人国民生活センターから「補聴器に関して、販売店の知識・技能やサービス体制が十分でない」との問題点が指摘されている。そこで、補聴器の安全で効果的な使用に資するため、質の高い補聴器販売者の養成等に必要な経費を要求するものである。



2 事業の概要

補聴器販売者技能向上研修

<事業内容>

補聴器販売者が適切な補聴器の選定や使用指導等を的確に行えるよう、必要な知識及び技能を修得させるための研修を実施する。



（実際の研修の様子）



補聴器の安全で効果的な使用に関する普及啓発

<事業内容>

補聴器の安全で効果的な使用に資することを目的に、補聴器に関する情報等についての普及啓発を実施する。



（リーフレット）



（ポスター）

【事業概要】

補聴器の購入や使用を検討中の方及びその家族等に向け、補聴器購入前の専門医への相談や「認定補聴器技能者」等の専門知識・技術を持った者による調整（フィッティング）の重要性、万が一の場合の相談先（消費者ホットライン）の案内等を内容とする啓発活動（下記資料参照）を実施。

※非予算事業、厚労省と共同施策。

【令和2年1月作成】

補聴器の使用を検討中の皆様、
そして、ご家族等の周囲の皆様へ。

【ポイント① 専門家の意見の事前把握】

★ 補聴器の購入の前に専門医に相談しましょう。

★ 補聴器は、「認定補聴器技能者」などの専門知識・技術を持った者に調整（フィッティング）してもらうことが効果的です。

★ 専門知識・技術を持った者がいる販売店（認定補聴器専門店など）もあります。

【専門医に相談しない場合のデメリットの例】

1) 耳の炎症の治療を優先すべき場合など、購入の必要のない補聴器を購入する可能性があります。

2) 不必要に大きな音量の補聴器を使用し、症状が悪化する可能性があります。

3) 期待された効果が出ない可能性があります。

【補聴器の購入・利用の一般的なイメージ】

1) 医師の診察を受けます。

2) 補聴器販売店に相談し、調整を受けて自分の聞こえの状況に合う補聴器を購入します。

3) 生活を送る中で、必要に応じ、再度調整を受けます。また、聞こえに変化が生じた場合は、改めて医師の診察を受けます。

【ポイント② 契約を締結する前の心構えなど】

★ 店舗で補聴器を購入した場合や通信販売の場合、どれだけ高額の商品であったとしても、基本的に「クーリング・オフ」は適用されません。

【クーリング・オフの基礎知識】（ハガキの書き方は裏面を参照。）

○ 訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引及び訪問購入については、法定の申込書面又は契約書面を受け取ってから一定期間内であれば、クーリング・オフができます。

○ 通信販売の場合、「返品は受け付けません」、「返品の場合は商品到着の翌日までの連絡厳守」等の特約を広告等に表示していない限りは、いわゆるクーリング・オフではありませんが、購入者が商品を受け取ってから8日以内であれば、売買契約の解除が可能です（送料は購入者負担）。

★ 難聴の方は、耳が聞こえにくいことで、契約締結などの際に支障が生じることもあり得ます。周囲の方の支援が重要です。

（周囲の皆様にご理解いただきたい難聴の基礎知識は裏面を参照。）

おかしいと思ったら、
心配なことがある場合は。

○ 一人で悩まず、消費者ホットライン 188（局番なしの3桁番号）等の関係機関にご相談ください。

作成取りまとめ：消費者庁消費者政策課（電話：03-3507-8800/代表）FAX：03-3507-7557）

コラム：更なる理解のために。

【クーリング・オフを通知するハガキの記載イメージ】

●市●番地

●株式会社 御中

簡易書留又は
特定記録郵便
として発送

ご自身の住所
ご自身の氏名

【重要ポイント】

ハガキを出すときは、両面をコピーし、簡易書留や特定記録郵便として出した際の記録は必ず残しておきましょう。

契約解除通知書

契約年月日 令和 年 月 日

販売会社 株式会社

担当者氏名

商品名

契約金額

右の契約を解除いたします。

令和 年 月 日

ご自身の住所

ご自身の氏名

【難聴の類型と補聴器の効用】

伝音難聴とは。。。外耳や中耳の損傷や炎症によって起こります。音量を大きくすれば聞き取りやすくなるので、**補聴器の使用が効果的**です。

感音難聴とは。。。内耳・聴神経・脳の中核などの感覚系の障害によって起こります。年齢が進むにつれ、または大きな音を聞きすぎたりすると、蝸牛の有毛細胞の数が減少するなどして機能が低下します。小さな音が聞き取りにくい、大きな音が響く・ひびく、聞こえても言葉の意味が分からない、などの症状が現れます。しかし、**最適な補聴器を適正に、適切に調整（フィッティング）をして使用すれば補聴器の効果は期待**できます。

混合性難聴とは。。。伝音難聴・感音難聴の両方の症状が現れます。中耳炎が悪化して内耳が障害を受けた場合を始め、いくつかのケースがあります。感音難聴と同じく**最適な補聴器を適正に、適切に調整（フィッティング）をして使用すれば補聴器の効果は期待**できます。

日本補聴器販売店協会

日本聴覚障害者協会

補聴器ライフを楽しく！
認定補聴器技能者

由一般社団法人日本補聴器販売店協会のデータを活用

障害者自立支援給付費負担金

令和7年度当初予算案 1兆6,531億円（1兆5,651億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

障害児・者が地域の住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービス等を総合的に確保することに加え、利用する障害福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成・見直しを行うための経費、障害者施設や精神病院等に入所又は入院している障害者が地域生活に移行するための相談等を実施するための経費、失われた身体機能を補完・代替する補装具の購入等に要する経費。

2 事業の概要

（1）介護給付・訓練等給付

障害児・者が地域の住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービス等を総合的に確保するため、市町村が支弁する介護給付費及び訓練等給付費等（※）に要する経費の1／2を負担する。

※ 介護給付費・・・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護（医療に係るものを除く。）、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援

訓練等給付費・・・自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）

特定障害者特別給付費・・・食費等に要した費用に掛かる低所得者への補足給付

その他・・・高額障害者福祉サービス費

（2）計画相談支援給付

障害者の心身の状況等を勘案し、利用する障害福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成するとともに、障害福祉サービス等の利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直し等を行うために、市町村が支弁する計画相談支援給付費に要する経費の1／2を負担する。

（3）地域相談支援給付

障害者支援施設、精神科病院等に入所又は入院等している障害者に対し、住宅の確保や地域生活に移行するための相談等を実施するとともに、居宅において単身で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における相談等を実施するために、市町村が支弁する地域相談支援給付費に要する経費の1／2を負担する。

（4）補装具費

障害児・者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長するため、市町村が支弁する補装具費に要する経費の1／2を負担する。

3 実施主体等

実施主体：市町村

負担割合：国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

摂食障害治療支援センター設置運営事業

令和7年度当初予算案（令和6年度予算額）：23,205千円（23,205千円）

1 事業の目的

平成30年度からの第7次医療計画障害全国支援センターとして国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターを、摂食障害支援拠点病院画により、各都道府県において、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を踏まえて、多様な精神疾患等ごとに医療機能を明確化することとされており、令和6年度からの第8次医療計画においても当該方針を継続することとしている。摂食を各都道府県で指定し、摂食障害の治療支援体制の構築に向けて、知見の集積、還元、診療のネットワーク作り等を引き続き進めていく必要がある。

2 事業の概要・スキーム

地域

摂食障害の特性や支援方法に関する知識・技術が浸透するように取り組むとともに、摂食障害を発症した患者に関わる機会の多くなると見込まれる機関をはじめとした関係者と医療機関との連携を深化し、患者・家族への相談支援や啓発のための体制を充実すること等により、早期発見・早期支援につながる地域の実現を目指す。

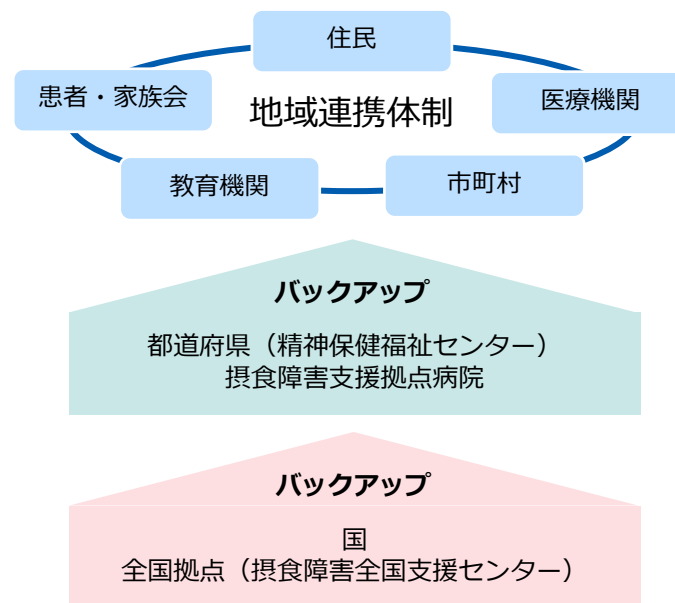
都道府県（精神保健福祉センター、保健所）・摂食障害支援拠点病院

第7次医療計画に基づいて、「都道府県拠点機能」「地域連携拠点機能」「地域精神科医療提供機能」を有する医療機関を指定し、都道府県との協働によって、摂食障害に関する知識・技術の普及啓発、他医療機関への研修・技術的支援、患者・家族への技術的支援、関係機関との地域連携支援体制の構築のための調整を行う。

国・全国拠点（摂食障害全国支援センター）

各摂食障害支援拠点病院で得られた知見を集積し、共通した有効な摂食障害支援プログラム、地域支援モデルガイドラインの開発等を行うと共に、医療従事者への治療研修など技術的支援を行う。

3 実施主体等



期待される成果

1. 摂食障害への早期発見・早期支援の実現
2. 適切な治療と支援により患者が地域で支障なく安心して暮らすことができる体制の整備の推進

民法等改正法の円滑な施行に向けた準備

令和7年度予算(案) 算要求額

7百万円

令和6年度補正予算額

32百万円

民法（家族法制）の改正（令和6年5月成立）

※2年以内施行

父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保の観点から、離婚及びこれに関連する規定等の見直しについて、令和3年2月10日に法務大臣の諮問機関である法制審議会に諮問され、調査審議が行われてきたが、令和6年2月15日に法制審議会総会において要綱が採択され、法務大臣に答申された。子の利益を図る観点から、父母が離婚した後の子の養育の在り方を見直すことを内容とする民法等改正法が第213回国会（令和6年）において成立した。

目標及び達成の期間

父母が離婚した後の子の養育の在り方に関する民事基本法制を見直す民法等改正法について、公布後2年以内に予定されている施行までの間に、円滑な施行に向けた準備を進め、これにより子の利益を図り、当該子の孤独・孤立の予防・解消等に資することを目指す。

民法等改正法の円滑な施行に必要な環境整備のための施策と期待される効果

改正法の円滑な施行のための調査研究等

●共同養育計画の作成促進に関する調査研究
法律専門家や心理学者の協力を得つつ、親権の行使、親子交流、養育費など離婚時の父母が取り決めるべき事項を示したモデル養育計画案を作成し、自治体や民間団体を通じて効果検証を行い、適切な養育計画の在り方を検討する調査研究を実施（令和6年度補正予算）

●子の意見表明権に関する調査研究
児童相談所や家庭裁判所における子の意見聴取の在り方や地方自治体又は支援団体の先進的な取組等を参考にしつつ、父母の離婚に直面した子が自らの意見を言うために必要な支援の在り方を検討した上で、地方自治体等と協力して実証的な調査を行い、その効果を検証（令和6年度補正予算）

●養育費の履行確保に関する研究会
改正法で新設した法定養育費の具体的な額や養育費の先取特権の上限額について、法学者、実務家等を構成員とする研究会において検討（令和7年度概算要求）

- ・子の監護について必要な事項を定めることの重要性について父母が理解と関心を深める
- ・民法等改正法の適切な運用
- ・養育費・親子交流の取決め率、向上

- ・子の養育に関する事項の決定の場面において子自身の意見が適切に反映（専門家による聞き取り等の必要な体制の整備、子が自ら相談したりサポートが受けられる相談支援の在り方について、関係府省庁が連携）

- ・専門的な知見に基づく検討により、適切な金額を定める

制度改正の内容の周知広報等

●改正法に係るパンフレット等の作成・配布
民法等改正法について、一般国民向けに解説するパンフレットを作成（令和6年度補正予算）

●改正法関係情報提供ツール
改正法について父母の理解を深めることができるような動画及びマンガを作成し、各地方自治体や支援団体において実施する離婚後養育講座等の資料として活用（令和6年度補正予算）



- ・令和6年度に実施する関係府省庁等連絡会議や調査研究結果等を踏まえた個別的な論点について周知・広報

- ・離婚又は別居をする父母に対して改正法の内容が反映された情報を効果的に提供

アクセシブルなICT機器等の総合的な開発普及推進事業

- 誰もがデジタル活用の利便性を享受し、又は担い手となり、多様な価値観やライフスタイルを持って豊かな人生を送ることができる「包摂的（インクルーシブ）」な社会（「デジタル活用共生社会」）を実現すべく、デジタル活用を基軸としたICTアクセシビリティ施策等を推進。

●通信・放送分野における情報バリアフリー促進支援事業

デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発支援

身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進

障害者・高齢者向け通信・放送サービスの充実

障害や年齢によるデジタル・ディバイドの解消

(事業主体) 国立研究開発法人情報通信研究機構
(事業スキーム) 役務助成
(補助対象) 身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等のための情報提供、障害関連情報共有プラットフォームの運用
(補助率) 定額
(計画年度) 平成13年度～

●ICTアクセシビリティ推進事業

目的

人生100年時代にあって、生産年齢人口が減少していく中、ICT活用による障害者・高齢者の社会参画の機会創出等を図る。
→Society5.0時代を支えるIoT、AI等のICT技術が進展する中、デジタル活用を基軸とした情報アクセシビリティ施策等を推進。

具体的施策

- ① 企業等の情報アクセシビリティ対応の促進
- ② 公的機関におけるウェブアクセシビリティ対応の促進
- ③ 情報アクセシビリティ・コミュニケーション対応の推進

(事業主体) 民間企業 等
(事業スキーム) 調査研究（請負）
(計画年度) 平成16年度～

令和7年度予算額（案）147百万円（令和6年度予算額 240百万円、令和6年度補正予算額（案）131百万円）